

# 近畿ブロック発注者協議会（第18回）幹事会

日時：平成31年 2月15日（金）  
14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

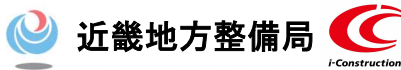
III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営
2. 平成30年度近畿ブロック発注協の取組み
3. 適正な工期設定（週休2日）の取組み
4. 基準・要領・システム等の標準化・共有化
5. 発注情報の一括公表の取組み
6. 建築事業の円滑な実施に向けた取組み

IV. 閉 会

平成31年2月15日

# 近畿ブロック発注者協議会の運営



近畿地方整備局



J-Construction

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 平成30年度近畿ブロック発注者協議会実施体制



国土交通省  
近畿地方整備局

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

### ■近畿ブロック発注者協議会の体制

○公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、**発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置**（平成20年度に設置）

○各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設(H28.4)

### ■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成30年度実施体制

#### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

#### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

連携

#### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

工事検査  
分科会 (H28.4設置)

分科会

分科会

分科会

分科会

滋賀県・大阪府(平成28年度)、京都府(平成29年度)、兵庫県(平成30年度)に分科会を設立

	平成30年度				平成31年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
<b>近畿ブロック発注者協議会</b>								
幹事会	5/18	★	8/6	2/15	5/22	★	8/7	★
運営分科会 工事検査分科会	★ ★	★ 7/13	★ 1/29	★ ★	★ ★	★ 7/12		★ ★
<b>各府県地域発注者協議会</b>								
・福井県				★福井県11/16協議会			★	
・滋賀県		★滋賀県6/15協議会			★			
・京都府				★京都府11/12★2/27			★	
・大阪府				★大阪府11/7協議会			★	
・兵庫県		8/29		★兵庫県10/29		★	★	
・奈良県				★分科会★協議会★奈良県12/18分科会			★	
・和歌山県	★和歌山県5/8幹事会 5/14協議会			★協議会★奈良県11/26協議会	★		★	★

### 運営分科会・工事検査分科会 合同分科会 (H30.5.18)

- ・H30年度の取り組み方針確認
- ・目標指標の状況確認（アンケート内容の確認）
- ・発注情報の一括公表の取組み拡大について
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化  
とりまとめ結果報告と今後の方針、状況確認



### 幹事会 (H30.7.13開催)・協議会 (H30.8.6開催)

- ・目標指標の実施状況報告
- ・基準・要領・システム等の標準化・統一化  
結果公告と今後の展開について



### 幹事会 (H31.2.15開催予定)

- ・H30年度の実施状況報告
- ・H31年度取組目標と今後の展開について

# H30年度 近畿ブロック発注者協議会の取組方針

## ① 全国統一指標も活用した重点3項目の改善

- ・【適切な設計変更】では、引き続きガイドラインの策定の推進を図り、策定したガイドラインが公表されるよう指導を行う。設計変更率では50%以上の変更率を目標とし、変更率の低い工種を掘り下げて分析し、原因を探る。

→ 市町村におけるガイドラインの策定状況は39% (H30.1) から44% (H31.1) に増加

- ・【施工時期の平準化】では、効果があると思われる5項目（さしすせそ）の導入の推進をはかる。『（そ）早期執行のための目標設定』を導入している府県（7）・政令市（1）・市町村（99）に  
対し、設定した目標値、達成状況についてアンケートに追加して状況把握を行う。

→ 早期執行のため具体的な数値目標を設定している市町村数は47市町村 (H30.1) から49市町村 (H31.1) に増加

- ・【適切な予定価格の設定】では、自治体の単価の更新月と発注時期との現状を把握し改善をはかる。

→ 最新単価を使用している市町村数は、187市町村 (H30.1) から191市町村 (H31.1) に増加

## ② ダンピング対策の実施

- ・最新の公契連モデルの採用を引き続き推進するため、最新モデルに見直さない自治体の理由を調査し、地域発注者協議会にて推進に向けての議論を行う。

→ 最新モデル (H29またはH28) を使用している市町村数は128市町村 (H30.1) から140市町村 (H31.1) に増加

## ③ 工事成績評定基準の統一化・標準化および工事関係様式の統一化・標準化

- ・H30年度にすりあわせを完了させる。

→ すりあわせ完了。工事成績評定基準96% (現行) → 98% (調整後)、工事関係様式73% (現行) → 87% (調整後)

## ④ 発注見直し公表

- ・参画自治体を全市町村まで拡大をはかる。

→ 240/250 (96%) の発注機関が参画済み (H31.2現在)

## ⑤ 市町村契約資料の適正化検討

- ・品確法運用指針における適切な発注・監督・検査等の円滑な実施に資するため、市町村で契約されている工事資料を入手・分析を行う予定 (H30.4.25依頼済み)。

(特記仕様書が適切に記載されているか、条件明示がされているか等について確認)

→ 幹事会参画の市町の資料で確認。一部の市町で積算条件の明示が不十分と推測 (条件変更に伴う変更が困難)

## ①全国統一指標も活用した重点3項目の改善

- ・【適切な設計変更】では、引き続きガイドラインの策定の推進を図り、策定したガイドラインが公表されるよう指導を行う。
- ・【施工時期の平準化】では、効果があると思われる5項目（さしすせそ）の導入の推進をはかり、特に4月～6月の稼働向上のため『（さ）債務負担行為の活用』、『（せ）積算の前倒し（予算成立前の入札公告手続きの開始）』を進め、各発注機関で4月～6月における目標設定をしていただくよう地域発注者協議会を通じて働きかけを行う。
- ・【適切な予定価格の設定】では、自治体の単価の更新月と発注時期との現状を把握し改善をはかる。

## ②ダンピング対策の実施

- ・最新の公契連モデルの採用を引き続き推進するため、最新モデルに見直さない自治体の理由を調査し、地域発注者協議会にて推進に向けての議論を行う。

## ③工事成績評定基準の統一化・標準化および工事関係様式の統一化・標準化

- ・統一化・標準化が可能と判断された項目及び様式の運用開始時期について状況確認を行う。課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## ④発注見通し公表

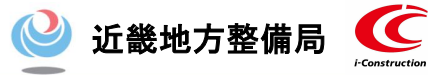
- ・250すべての発注機関の参画を目指すとともに、発注者・受注者共に業務効率化となる手法の検討を行う。

## ⑤適正な工期設定（週休2日の取組）の取組推進

- ・週休2日確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定について取組状況を把握したうえで、各発注機関での適正な工期設定の推進に必要な情報提供を積極的に行う。

平成31年2月15日

# 平成30年度近畿ブロック発注協の取組み



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



## 品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>※1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>※2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)

### 品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

- 基本理念の追加: 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
- 発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

### 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

### 運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

### 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

- ダンピング対策の強化
- 契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

### 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

### 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

- 建設工事の担い手の育成・確保
- 適正な施工体制確保の徹底

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)  
 ○ 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)  
 ○ 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

# 平成30年度近畿ブロック発注協の取組み

## 1. 【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、**ガイドライン**(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた**指針**)の**策定に努め、これを活用する。**
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って**必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。**

## 2. 【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた**適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。**

## 3. 【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、**市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。**
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、**最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。**

## 4. 【ダンピング対策】

- ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**

## 5. 【入札契約方式の選択】

- ⇒各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。  
**各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価方落札方式の適応を検討する。**

2

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

### 運用指針本文:

- **変更手続の円滑な実施**を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた**指針**の**策定に努め、これを活用する。**

### 【指標(案)】 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### 【指標分類(案)】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。

✓ 入契法調査を活用



- 【近畿目標】 ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。  
・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

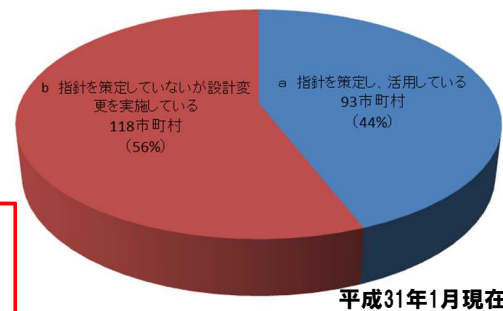
3



# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

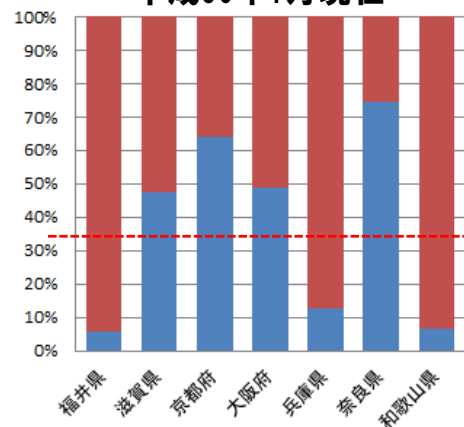
## 【現状】

- 府 県**
  - 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 政令指定都市**
  - 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。
- 市町村**
  - 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
  - ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
82市町村(39%)H30.1 ⇒ 93市町村(44%)H31.1
  - 策定していないが設計変更を実施  
129市町村(61%) H30.1 ⇒ 118市町村(56%)H31.1

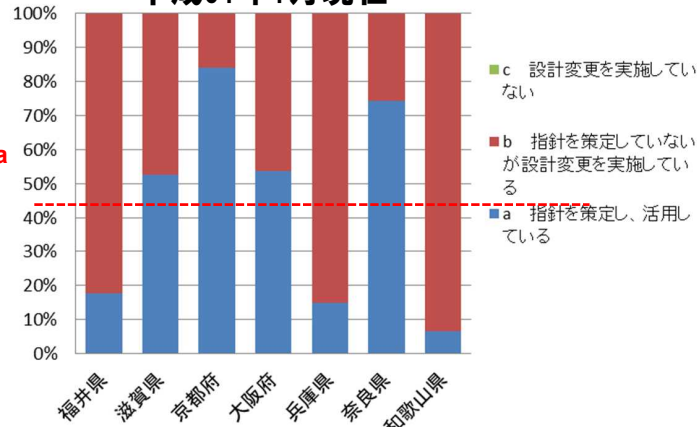


市町村におけるガイドラインの策定状況はH30.1からH31.1で39%から44%に増加。  
⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

平成30年1月現在



平成31年1月現在



# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 運用指針本文:

- 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

## 【指標(案)】 設計変更の実施率

【定義】 当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率。

## 【指標分類(案)】

a:75%以上。 b:50%以上~75%未満。 c:25%以上~50%未満。 d:0~25%未満。  
e:設計変更を行っていない。

- ✓ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ✓ このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施率」を指標としたい。
- ✓ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ✓ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACICという)から提供)。

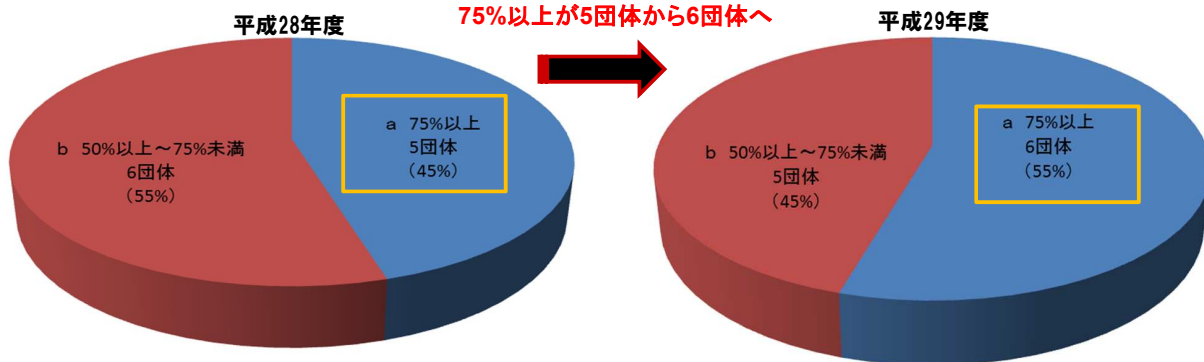
【近畿目標】 府県・政令市ではガイドラインが策定されているため、これに基づく適正な設計変更の実施について確認。当面、設計変更実施率50%未満の市町村の改善を図るとともに、引き続き「適切な設計変更」について推進する。

# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令指定都市で設計変更を実施しているが、設計変更実施率75%以上の府県・政令指定都市は6団体。(福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市)

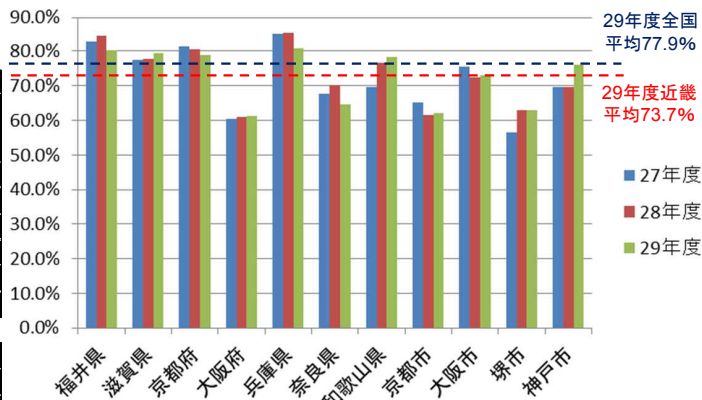


75%以上が半数以上となった。

⇒「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。

工事の設計変更実施率

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		完了工事数	設計変更数	変更率(B/A)	完了工事数	設計変更数	変更率(B/A)	完了工事数	設計変更数	変更率(B/A)
18	福井県	1,356	1,121	82.7%	1,341	1,131	84.3%	1,426	1,145	80.3%
25	滋賀県	816	632	77.5%	793	617	77.8%	807	640	79.3%
26	京都府	1,526	1,243	81.5%	1,305	1,051	80.5%	1,205	949	78.8%
27	大阪府	1,390	839	60.4%	1,405	855	60.9%	1,389	849	61.1%
28	兵庫県	1,794	1,527	85.1%	1,762	1,504	85.4%	1,804	1,459	80.9%
29	奈良県	959	648	67.6%	913	640	70.1%	923	596	64.6%
30	和歌山県	1,536	1,069	69.6%	1,375	1,053	76.6%	1,493	1,170	78.4%
07	京都市	1,087	707	65.0%	925	569	61.5%	936	581	62.1%
08	大阪市	1,610	1,217	75.6%	1,556	1,126	72.4%	1,565	1,142	73.0%
15	堺市	458	259	56.6%	429	270	62.9%	449	283	63.0%
09	神戸市	889	618	69.5%	886	616	69.5%	914	695	76.0%
	近畿平均	13,421	9,880	73.6%	12,690	9,432	74.3%	12,911	9,509	73.7%



- ・コリンズ登録データからJACICが作成 (2018/05/14時点データ)
- ・完了工事数...当該年度に完了した工事の件数
- ・設計変更数...工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数

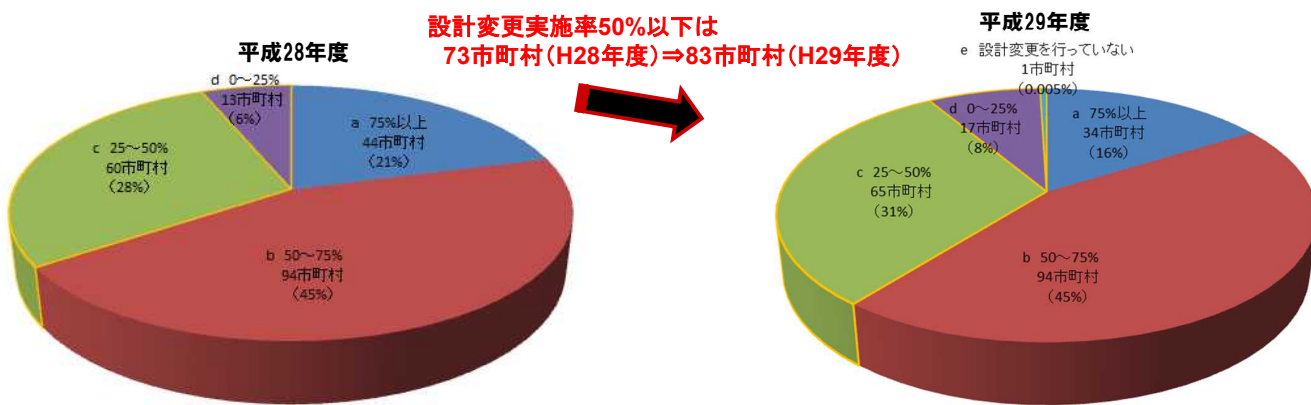
6

# 適切な設計変更(設計変更の実施率)

## 【現状】

市町村

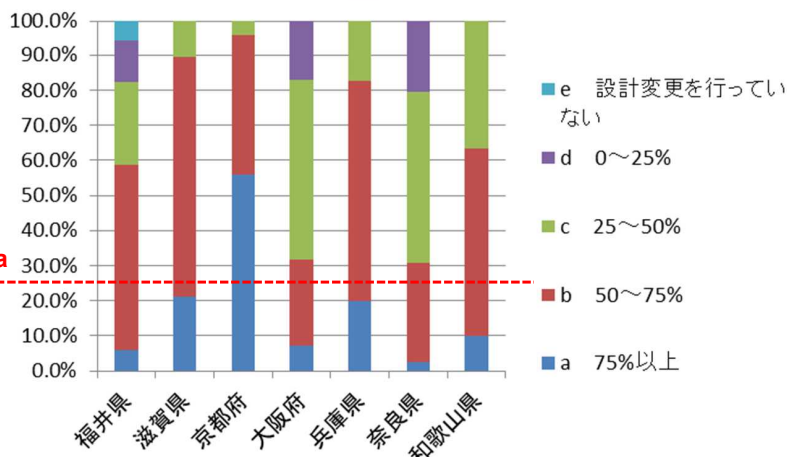
- 約4割の市町村(83市町村)は、設計変更の実施率50%以下。
- 設計変更の実施率にばらつきが見られる。
- 設計変更の実施率と発注者規模の関係は特に見られない。



発注者規模に関わらず設計変更の実施率にバラつきが見られる。

⇒「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。

211市町村で16%がa





# 施工時期等の平準化

## 運用指針本文:

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 【指標(案)】 平準化率

### 【定義】

- 平準化率:  $\frac{\text{年度の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}{\text{4~6月期の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}$ との比率。
- 対象: 契約金額500万円以上の工事。
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの。
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足したもの。

### 【指標分類(案)】

a: 0.9以上                      b: 0.9未満~0.8以上                      c: 0.8未満~0.7以上  
d: 0.7未満~0.6以上                      e: 0.6未満。

- 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4~6月期と年度の平均を比較する指標とした
- 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、コリンズデータを活用して、数値算出(JACICから提供)



## 【近畿目標】 各自治体以下の取組みを積極的に導入し、前年度を超える目標値を定め平準化を推進する。

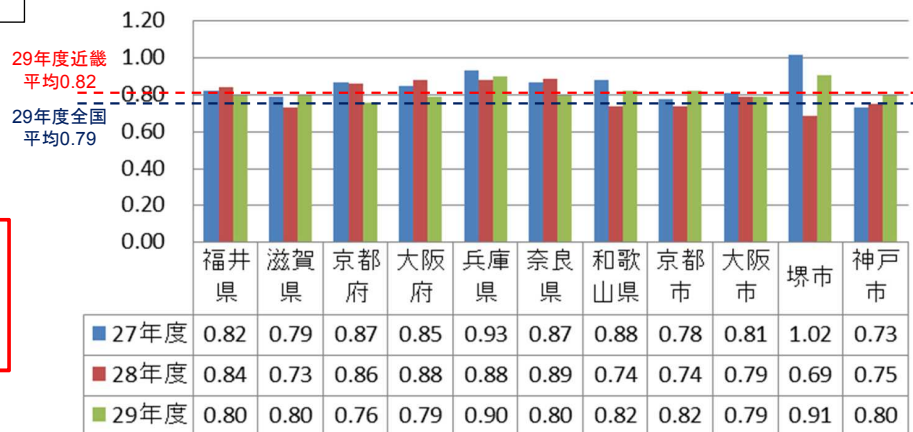
- 債務負担行為の活用、
- 柔軟な工期設定、
- 速やかな繰越手続、
- 積算の前倒し、
- 早期発注のための目標設定

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

府県・政令指定都市(発注金額ベース)

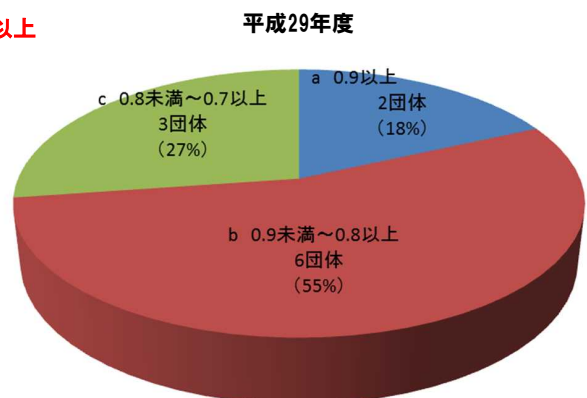
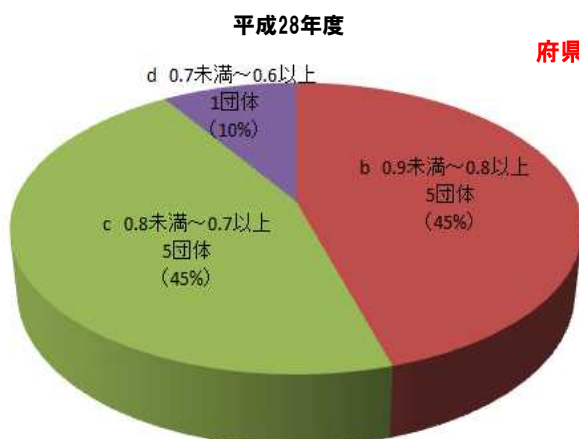
## 平準化率(金額ベース)



・JACIC提供コリンズ登録データ(2018/05/14時点データ)より作成

0.9未満~0.8以上が大半を占める  
⇒ 各自治体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要

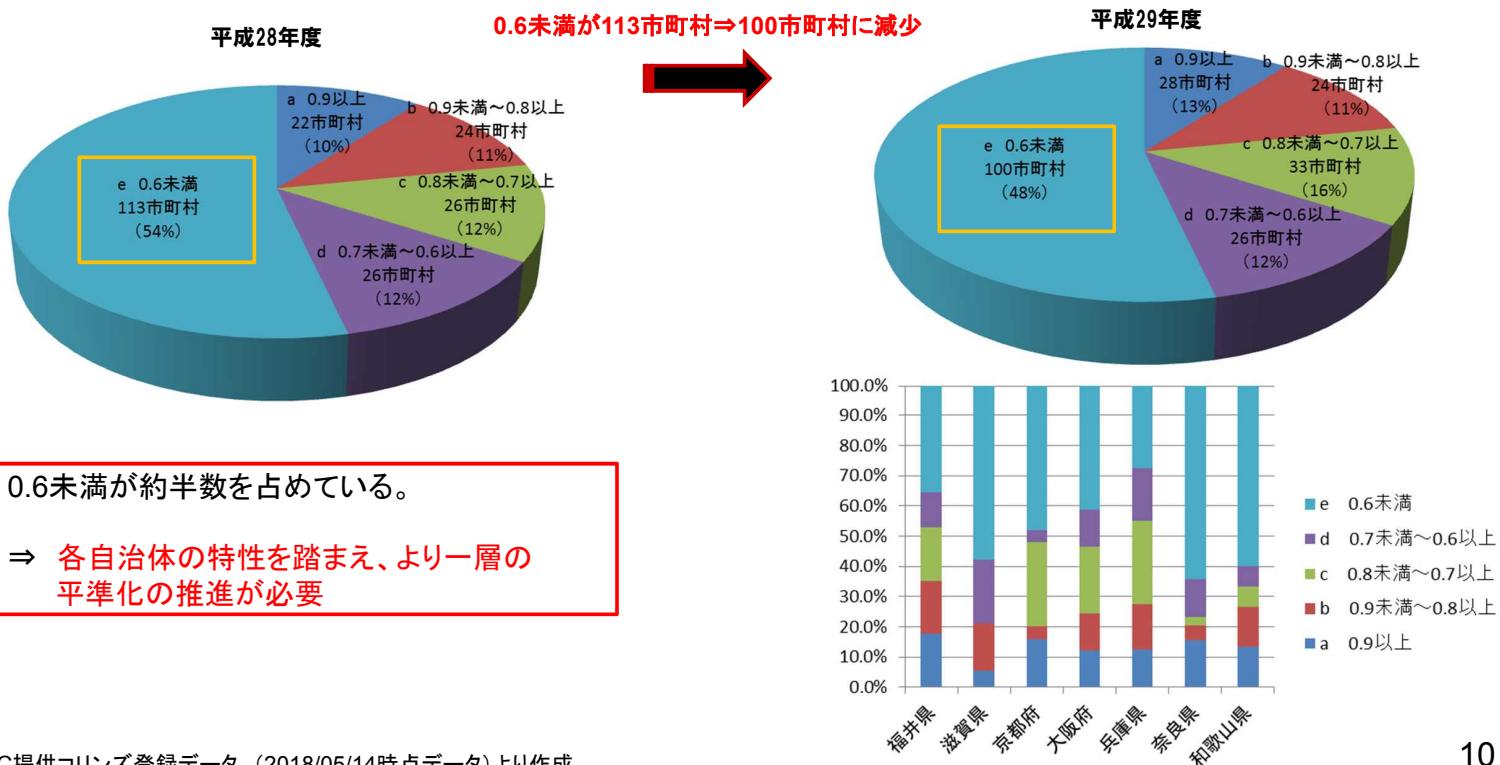
府県政令市すべてが、0.7以上



## 【現状】

### 市町村(発注金額ベース)

- 市町村の約5割は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。



・JACIC提供コリンズ登録データ (2018/05/14時点データ)より作成

# 発注や施工時期等の平準化(地方自治体における取組(さ・し・す・せ・そ))

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】  
平成30年5月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

[www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf)

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用  
また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

### ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用  
※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は55%(平成30年6月調べ)⇒64%(平成31年1月調べ)に上昇。
- ④積算の前倒し55%(平成30年6月調べ)⇒64%(平成31年1月調べ)に上昇。
- ⑤早期執行の目標設定64%(平成30年6月調べ)⇒73%(平成31年1月調べ)に上昇。

施工時期等の平準化【府県・政令市】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋					平成31年1月調べ	
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	H30年度設定目標	H31年度設定目標
福井県	○		○	○			
滋賀県	○			○	○	早期発注・平準化を意識した発注見通しの作成	早期発注・平準化を意識した発注見通しの作成
京都府	○	○	○		○	上半期に繰越予算の100%、現年予算の50%(全体で約72%)の発注目標	(年度当初に策定予定)
大阪府	○			○	○	上半期契約率86%を目標として設定	上半期契約率85%を目標として設定
兵庫県	○	○		○	○	上半期発注70%	上半期発注70%(予定)
奈良県	○	○					
和歌山県	○	○	○	○	○	77.2% ※進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越を合わせた上半期発注率	未定
京都市	○	○	○	○	○	統一的な目標設定は行っていないが、各所属にて執行管理している	検討中
大阪市	○	○			○	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。
堺市	○						
神戸市	○	○	○	○	○	上半期発注59%	検討中
合計	11	7	5	7	8		
取組実施率	100%	64%	45%	64%	73%		

施工時期等の平準化【211市町村】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋					平成31年1月調べ	
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越手続	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定		
福井県内	6	2	13	5	9		
滋賀県内	2	0	2	10	16		
京都府内	9	0	16	18	12		
大阪府内	12	3	2	11	8		
兵庫県内	28	8	17	12	25		
奈良県内	5	6	15	8	13		
和歌山県内	5	7	9	12	27		
合計	67	26	74	76	110		
取組実施率	32%	12%	35%	36%	52%		

12

# 施工時期等の平準化

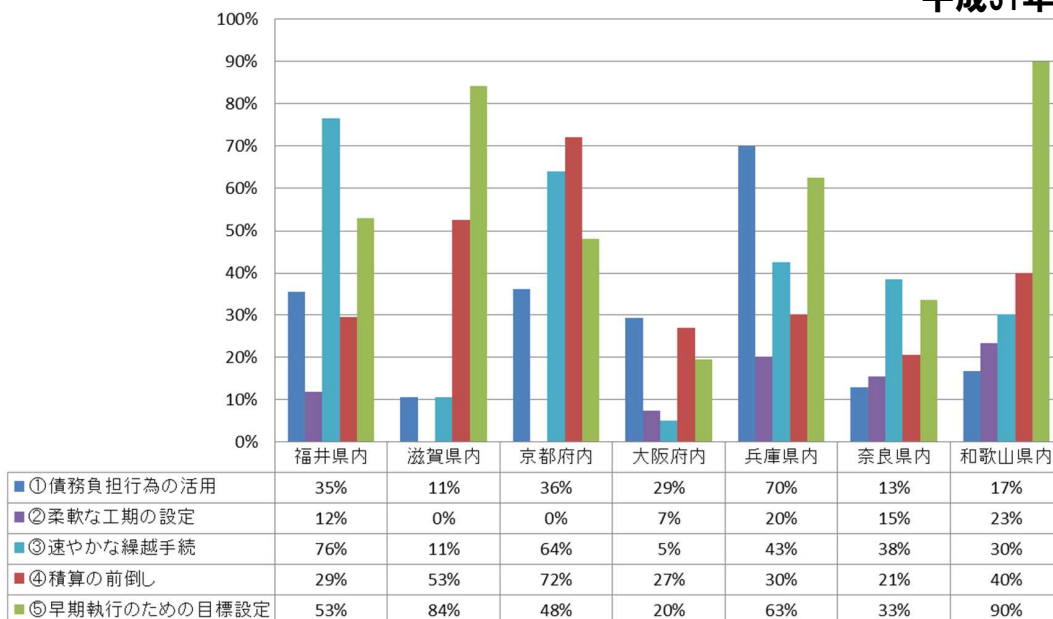
## 【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用28%(平成30年6月調べ)⇒32%(平成31年1月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続29%(平成30年6月調べ)⇒35%(平成31年1月調べ)に上昇。
- ④積算の前倒し32%(平成30年6月調べ)⇒36%(平成31年1月調べ)に上昇。
- ⑤早期執行の目標設定48%(平成30年6月調べ)⇒52%(平成31年1月調べ)に上昇。

平準化率(項目実施率)【211市町村】

平成31年1月調べ



⇒ ①から⑤の取組項目を1つでも多く増やすことを各府県地域発注者協議会で推進  
⑤早期執行のための目標設定については、できる限り数値での目標設定とする。

13

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための**適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保**することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

## 【指標(案)】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

### 【定義】

- ・ 最新の積算基準: 1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況: 見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

### 【指標分類(案)】

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
  - b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
  - c: その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



## 【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

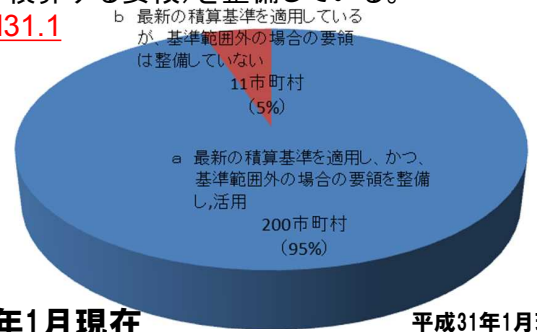
- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。  
196市町村(93%)H30.1 ⇒ **200市町村(95%)H31.1**

市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)が整備されているのは半年で93%から95% 少しずつ増加。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。

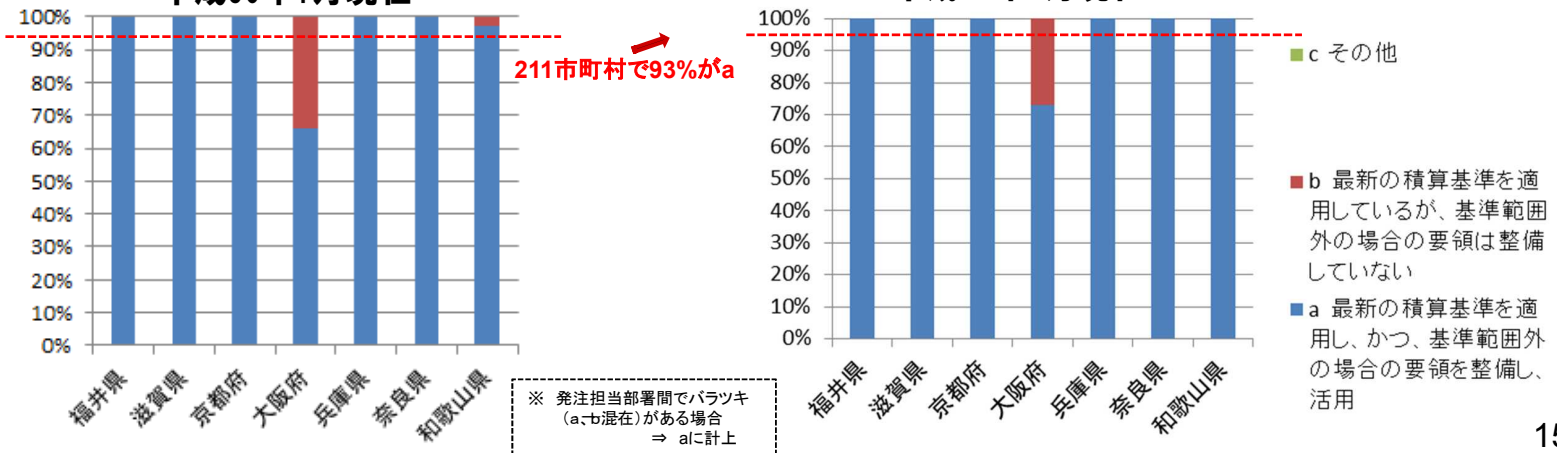


平成30年1月現在

211市町村で95%がa

平成31年1月現在

平成31年1月現在





# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り**最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映**する。

## 【指標(案)】 単価の更新頻度

### 【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

### 【指標分類(案)】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

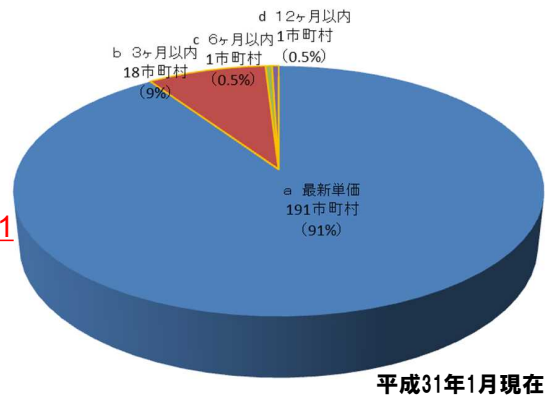


**【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。**

# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 【現状】

- |        |  |
|--------|--|
| 府 県    | ● 全府県で最新単価を使用している。   |
| 政令指定都市 | ● 全政令指定都市で最新単価を使用している。   |
| 市町村    | ● 最新単価を使用している<br>187市町村(89%)H30.1 ⇒ <b>191市町村(91%)H31.1</b><br>● 府県によりバラツキが見られる。 |



各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

⇒ **最新単価の活用を推進**

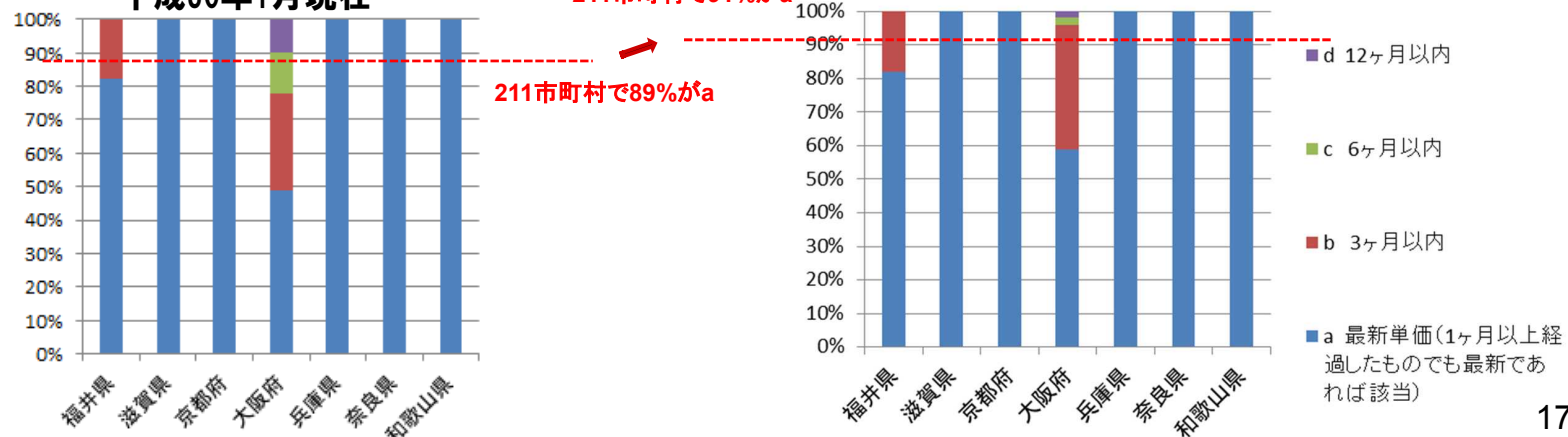
※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)がある場合 ⇒ a:最新単価 に計上

平成30年1月現在

211市町村で91%がa

211市町村で89%がa

平成31年1月現在





運用指針本文:

- ▶ ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H28→H29一部改定)を参考に適切に見直す。

【指標分類(案)】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a: 最新モデル(H29またはH28)同等。b: 旧モデル(H25以前)同等。c: その他(非公表・独自モデル等)

(見直し予定)

a: H31.4までに見直し予定。b: 見直し時期未定。c: 見直し予定なし、または非公表



【近畿目標】 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。

ダンピング受注の防止(低入札調査基準の見直し)

低入札価格調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、失格

低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の**直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げ**。

H21.4~H23.3	H23.4~	H25.5.16~	H28.4.1~	今回(H29.4.1~)
<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費×0.95</li> <li>・共通仮設費×0.90</li> <li>・現場管理費×0.70</li> <li>・一般管理費等×0.30</li> </ul> <p>上記の合計額×1.05</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費×0.95</li> <li>・共通仮設費×0.90</li> <li>・現場管理費×0.80</li> <li>・一般管理費等×0.30</li> </ul> <p>上記の合計額×1.05</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費×0.95</li> <li>・共通仮設費×0.90</li> <li>・現場管理費×0.80</li> <li>・一般管理費等×0.55</li> </ul> <p>上記の合計額×1.08</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費×0.95</li> <li>・共通仮設費×0.90</li> <li>・現場管理費×0.90</li> <li>・一般管理費等×0.55</li> </ul> <p>上記の合計額×1.08</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>直接工事費×0.97</b></li> <li>・共通仮設費×0.90</li> <li>・現場管理費×0.90</li> <li>・一般管理費等×0.55</li> </ul> <p>上記の合計額×1.08</p>

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【現状】

府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

- いずれの制度も導入していない団体3団体(平成28年3月末時点) ⇒ 0団体に減少(平成29年5月時点)
- 4市町村が最低制限価格のみ導入(H30.6調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用(H31.1調べ)【福井市・守山市・南あわじ市・御所市】

近畿ブロック発注者協議会調べ (H31. 1)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	3	5	15	14	7	10	61
最低制限価格制度のみ導入	10	16	20	26	26	31	20	149
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

【現在】

府 県・政令指定都市

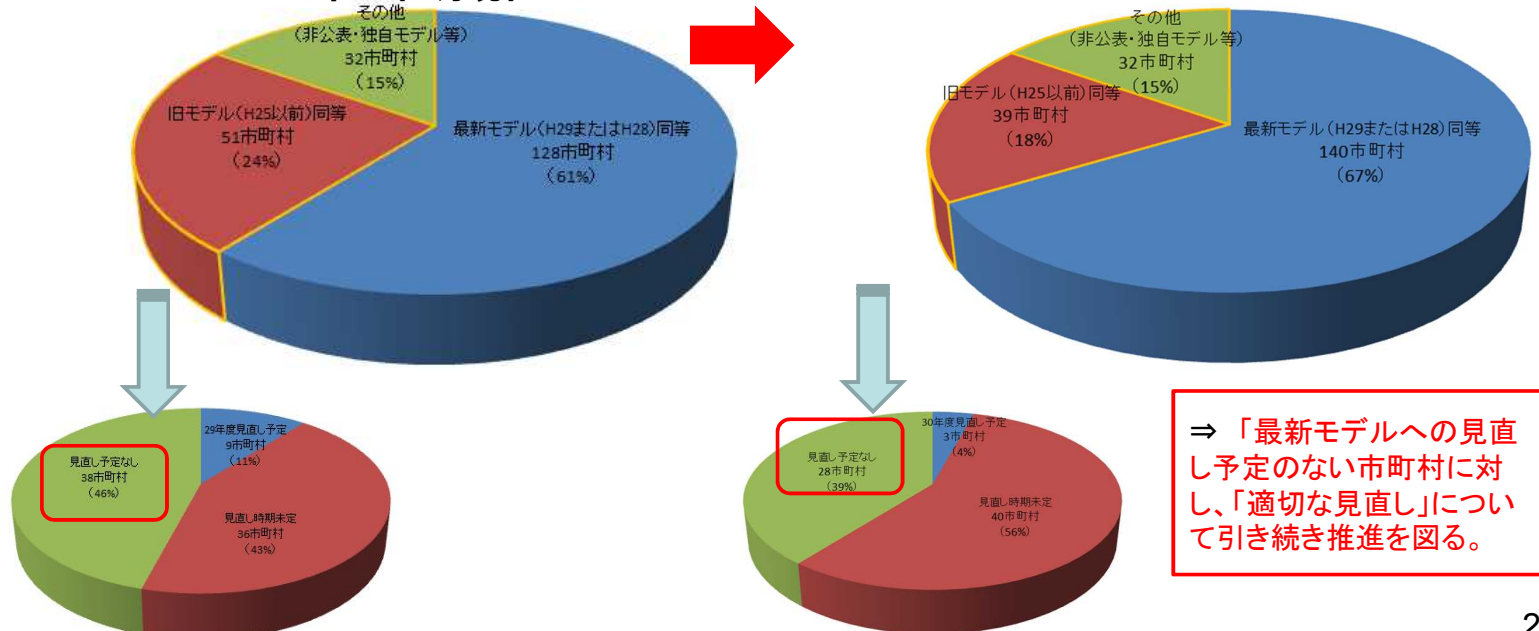
- すべての府県・政令市で最新モデル(H29)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H29またはH28)を使用している  
128市町村(61%)H30.1 ⇒ 140市町村(67%)H31.1
- 旧モデル(H25以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
38市町村(46%)H30.1 ⇒ 28市町村(39%)H31.1

平30年1月現在

平成31年1月現在



# 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

## 運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める。(※)**

公共工事の品質確保を図るためには、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。

(※)各自治体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



## 【近畿目標】

- 府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
  - ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**
- 市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、「**市町村向け簡易型等の導入**」など、各自治体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

22

# 入札契約方式の選択(市町村向け簡易型の概要)

## 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

○市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。



○総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。



○このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「**市区町村向け簡易型(特別簡易型)**」を新たに位置づける。



市区町村向け簡易型  
(特別簡易型)



簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

○併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を活用し、具体的な「**失格基準**」の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

## 市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例

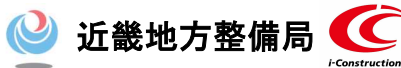
評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事 で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	2
工事成績		過去5年間の工事成績 評点の平均点	c. その他の施工実績	0
			a. 75点以上	5
			b. 65点以上 75点未満	2
配置の予定能力技術者	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の 施工経験の有無	c. 65点未満	0
			a. 県又は市町村発注工事 で実績有り	3
保有資格		主任技術者の保有する資格	b. その他の公共発注機関 の実績有り	1
			a. 1級土木施工管理技士 又は技術士	1
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内 における本店の所在地の 有無	b. 2級土木施工管理技士	0
			a. 同一市町村内に有り	2.5
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等 に基づく活動実績の有無	b. 同一市町村内になし	0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	a. 活動実績有り	2
			A < 0.25	1.5
			b. 活動実績なし	0
			0.25 < A < 0.75	1
			0.75 < A < 1.25	0.5
合計				20

○評価値＝価格評価点＋技術評価点(加算方式)  
 ・価格評価点:  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$   
 ・技術評価点: 最高20点(上記評価項目・基準により算出)  
 □>評価値の最も高い者を落札者とする。

23

平成31年2月15日

## 適正な工期設定(週休2日)の取組み



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



### 近畿地方整備局の取組(用語の定義)<sup>[H30.4.1~公告工事]</sup>

- 週休2日  
⇒ 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

#### ■ 対象工事

- 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始した工事

#### ■ 対象期間

- 工事着手日から工事完成日まで ※ただし、以下は含まない

- ・年未年始6日間(12/29~1/3)
- ・夏期休暇3日間(8/14~8/16)
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・このほか、発注者があらかじめ対象外としている期間

#### ■ 4週8休以上

- 対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8/28)以上
- 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含める

#### ■ 現場閉所

- 現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態  
※ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く

■発注者指定(予定価格が3億円以上)

○発注者が週休2日に取り組むことを指定

入札説明書に明記

達成 ⇒ 4週8休以上のみ補正係数を計上したままとする  
(労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率)  
⇒ 工事成績で評価

未達成 ⇒ 補正係数を減額変更  
⇒ 受注者の責により確保できない場合は、減点する場合がある。

■受注者希望(予定価格が3億円未満)

○現場閉所の達成状況を確認後、

4週6休  
4週7休  
4週8休

各経費を補正し請負代金額を変更、成績評価

○未達成でも減点は行わない。

2

近畿地方整備局の取組(積算方法【平成30年度】)

- 週休2日で施工する場合には、現状より現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施

■補正係数

	平成29年度	現場閉所率		
	4週8休以上	21.4%	25.0%	28.5%
		平成30年度		
		4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05

※ 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は補正対象としない

※ 建築工事は、労務費の補正のみ

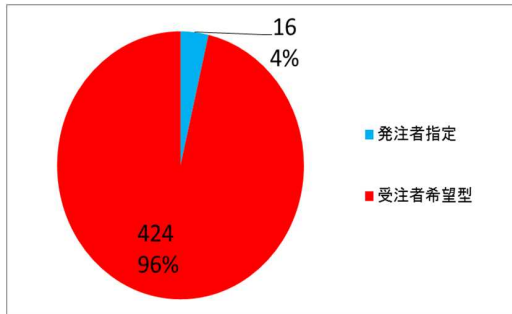
※ 平成30年度の補正係数は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

3

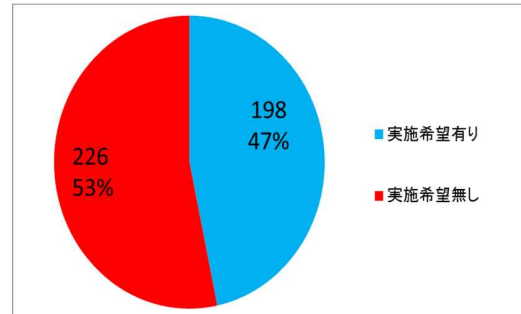


- 発注者指定型及び受注者希望型全体で440件発注を行った。
- その内、受注者希望型において198件実施希望があり、週休2日に取り組み。
- 平成29年度週休2日に取り組んだ受注者希望型工事の完成工事97件において、週休2日を達成した工事は78件で全体の約80%となっており、週休2日の推進が図れている結果となった。

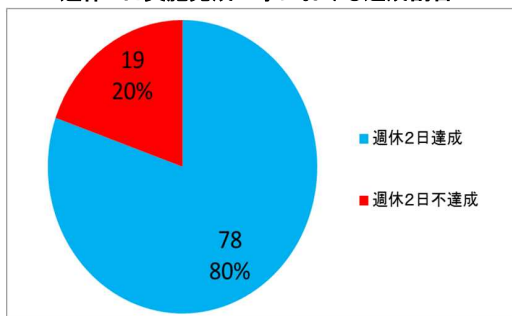
発注者指定型と受注者希望型の割合



受注者希望型における週休2日実施希望有無



週休2日実施完成工事における達成割合



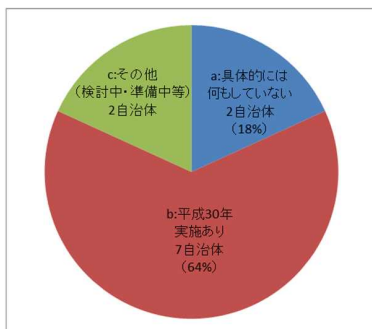
発注者指定型や受注者希望型においても、平成30年度以降の完成工事があるため、今後随時フォローアップを行う。

平成30年9月30日時点

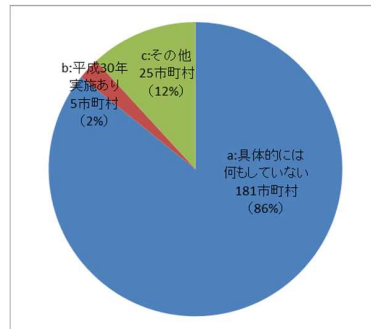
## 適正な工期設定(週休2日)の取組み【府県・政令市・市町村】

- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインに基づき、適正な工期設定に取り組む必要がある。
- 工期算定方法に関するアンケートを実施。平成31年度には府県・政令市等の工期の考え方について分析を行う予定。
- 平成30年度に週休2日の取組実績があるのは、6府県・1政令市・5市町村のみ。

府県・政令市



市町村



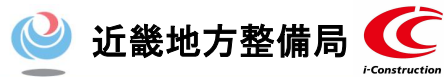
【c: その他の主な内容(抜粋)】

- ・ 特記仕様書に記載している
- ・ 原則、週休2日で工期を設定。必要に応じて休日作業届を受理
- ・ 4週8休の不稼働係数で工期を決定
- ・ 平成30年10月から実施しており、実績は確定していない
- ・ 未回答

- 次年度以降、府県・政令市・市町村においても、適正な工期設定(週休2日等)に取り組んでいただけるよう、地域発注者協議会等を通じて、適正な工期設定の必要性についての説明や、国の取組事例等についての説明等を行っていく予定。

平成31年2月15日

## 基準・要領・システム等の標準化・共有化



近畿地方整備局



i-Construction

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【概要】



国土交通省  
近畿地方整備局

#### 工事成績評価基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評価基準は大枠では標準化されているが、審査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り5府県・3政令市において実施済

#### 工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ H30年度に残り4府県・3政令市において実施済

#### 地方公共団体等への技術支援

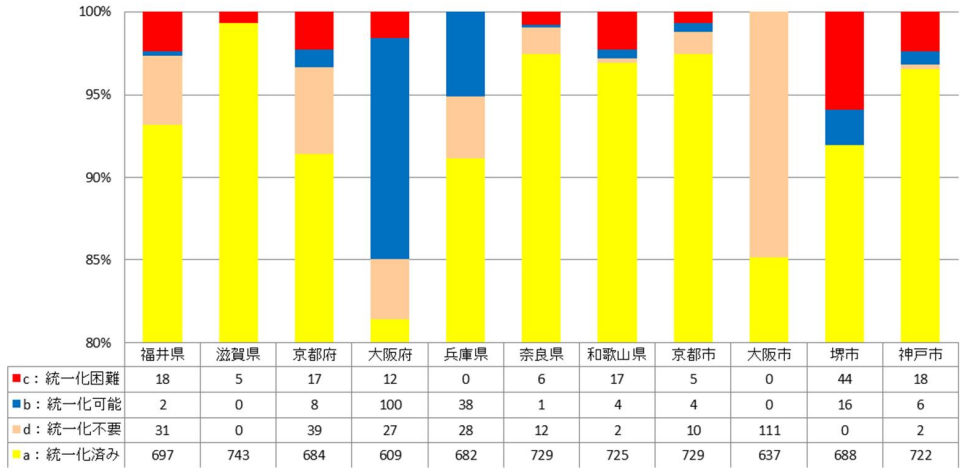
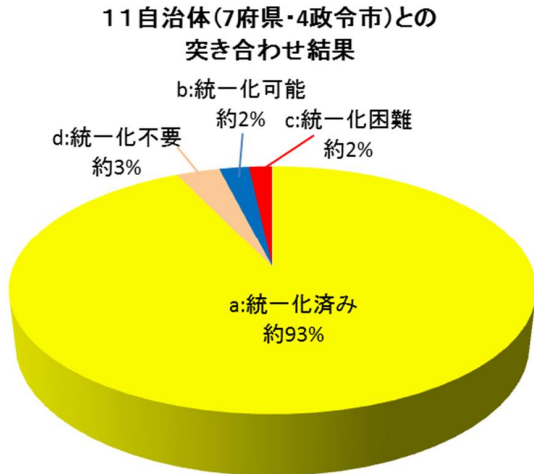
- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評価について 等）
  - ・ H29年度出前講座の開催状況：7団体で334名の参加
  - ・ H30年度出前講座の開催状況：8団体で433名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
  - ・ H29年度臨場立会実績：15件4自治体(32名)参加
  - ・ H30年度臨場立会実績：7件5自治体(14名)参加

# 工事成績評定基準の統一化・標準化

## 11自治体(7府県・4政令市)と考査項目別運用表の個別項目のすり合わせを実施

考査項目別運用表の個別項目：748項目

- 統一化済みおよび統一化不要：約719項目（約96%）
- 項目に相違があるもののうち、統一化が可能な項目：約16項目（約2%）
- 統一化が困難な項目：約13項目（約2%）



現行で約96%（統一化済み＋統一化不要）ですすでに統一化できている。  
統一化可能として検討を進める項目が約2% → 約98%の統一化可能

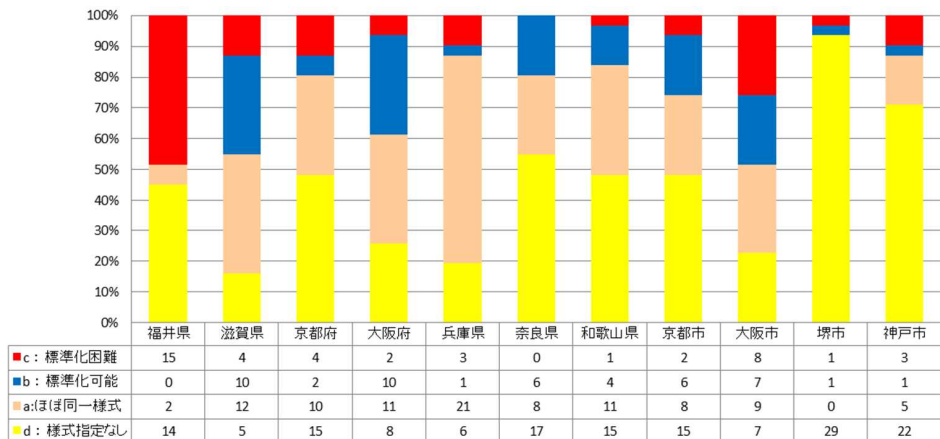
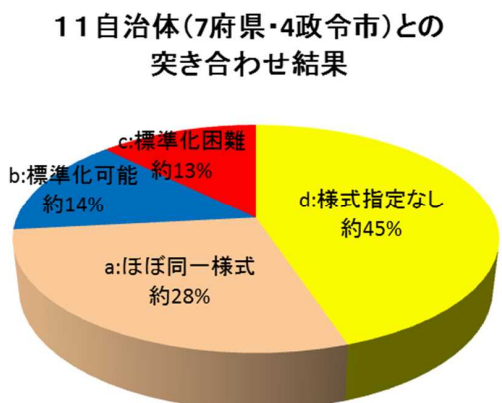
2

# 工事関係様式の統一化・標準化

## 11自治体(7府県・4政令市)と工事関係様式のすり合わせを実施

工事書類様式数：49様式 → 契約書類を除外した31様式で標準化を検討

- ほぼ同一の工事様式：約28%
- 突合ができない様式(1方又は双方で様式指定なし)：約45%
- 様式に相違があるもののうち、標準化が可能な様式：約14%
- 標準化が困難な様式：約13%



契約書類を除外すると約73%（様式指定なし＋ほぼ同一様式）ですすでに標準化できている。  
標準化可能として検討を進める様式が約14% → 約87%の標準化可能

3

- ◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。
  - ①『工事成績評価基準』（考査項目別運用表の統一化・標準化）
  - ②『工事関係様式』（工事関係様式の統一化・標準化）
- ◆H29より他府県・政令市に展開。
- ◆H30はすべての自治体との工事関係様式について統一化を実施。
- ◆H31は運用状況を確認。課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## 【今後のスケジュール】

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
◆『工事成績評価基準』 (考査項目別運用表の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ 兵庫県		和歌山県、大阪市 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、京都市、神戸市、堺市	標準化(自治体運用開始)				
			課題の抽出					
			フォローアップ					
◆『工事関係様式』 (様式の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ 和歌山県		京都府、奈良県、神戸市 福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市	標準化(自治体試行)				
			課題の抽出					
			フォローアップ、本運用					

# 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期】

府県・政令市	工事検査基準等の統一化・標準化 【H33年度内に運用開始を目標】	工事関係様式の統一化・標準化 【H32年度内に運用開始を目標】
福井県	H30実施 現行97%→見直し予定98% システム改良必要	H30実施 現行52%→見直し予定52%
滋賀県	H30実施 現行99%→見直し予定99%	H30実施 現行55%→見直し予定87% H31.4運用開始に向け調整中
京都府	H30実施 現行97%→見直し予定98% システム改良必要。時間を要する	H29実施 現行81%→見直し予定87% 契約部局と調整予定
大阪府	H30実施 現行85%→見直し予定98% 連続性・公平性が課題	H30実施 現行61%→見直し予定94% 見直し時期未定
兵庫県	H28実施 現行95%→見直し予定100% H30.4運用開始済み	H30実施 現行87%→見直し予定90% H30.10運用開始済み
奈良県	H30実施 現行99%→見直し予定99% システム改良必要	H29実施 現行81%→見直し予定100% H31.4運用開始に向け調整中
和歌山県	H29実施 現行97%→見直し予定98% H30.4運用開始済み	H28実施 現行84%→見直し予定97% 見直し時期未定
京都市	H30実施 現行99%→見直し予定99% H31.4運用開始に向け調整中	H30実施 現行74%→見直し予定94% H31.4運用開始に向け調整中
大阪市	H29実施 現行100%	H30実施 現行52%→見直し予定74% H32.4より随時運用開始に向け調整中
堺市	H30実施 現行92%→見直し予定94%→97%(調整中) H33.4運用開始に向け調整中	H30実施 現行94%→見直し予定97% 見直し時期未定
神戸市	H30実施 現行97%→見直し予定98% H31.4運用開始に向け調整中	H29実施 現行87%→見直し予定90% H30.4運用開始済み

※H30.8からの時点更新部分は赤字



# 工事検査関係講習会開催状況

## H29年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。7団体へ8回、合計334名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成29年 5月29日	23	兵庫県に入庁10年目の職員
奈良県	平成29年 6月16日	83	奈良県及び市町村の土木工事検査担当職員
奈良市	平成29年 9月11日	34	奈良市企業局職員
和歌山県	平成29年 9月12日	74	和歌山県及び市町村の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
大阪市	平成29年 9月27日	37	工事請負契約の監督事務に従事する職員
茨木市	平成29年11月 2日	36	茨木市職員
堺市	平成29年11月 7日	9	堺市検査担当職員
兵庫県	平成29年12月 6日	38	兵庫県出納局工事検査室、土木事務所副所長

## H30年度 工事検査関係講習会開催状況

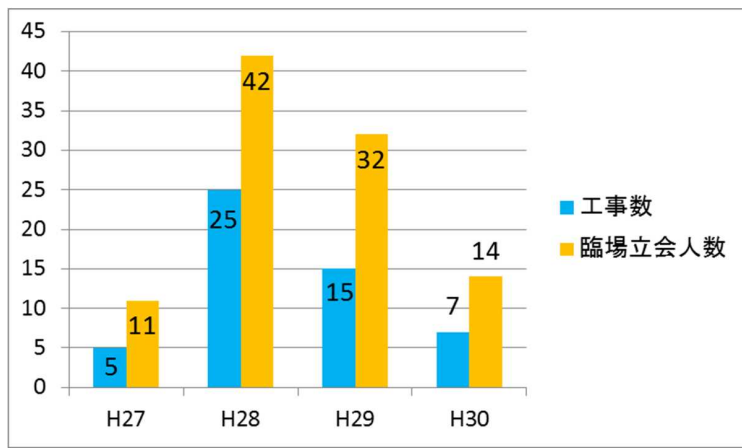
自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。8団体へ8回、合計433名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成30年 6月21日	18	兵庫県に入庁2年目の職員
伊賀市	平成30年 6月27日	25	伊賀市の工事監督及び検査を担当する職員
奈良県	平成30年 6月29日	64	土木工事検査を担当する県職員及び市町村職員
和歌山県	平成30年 8月 1日	77	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
尼崎市	平成30年 9月13日	51	尼崎市の技術職員
大阪市	平成30年 9月20日	34	工事請負契約の監督事務に従事する職員
大阪府市町村公共 工事検査業務連絡 協議会	平成30年11月 1日	85	大阪府内自治体の公共工事の検査業務に従事する職員
福井県	平成31年 1月21日	79	福井県及び、福井県内市町職員

6

# 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

## H29年度・H30年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会



番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	H29.7.5	道路改良工事	浪速	奈良県	2
2	H29.7.7	トンネル工事	奈良	奈良県	1
3	H29.8.9	トンネル工事	奈良	奈良県	3
4	H29.8.10	トンネル工事	奈良	奈良県	3
5	H29.8.29	道路改良工事	浪速	和歌山県	2
6	H29.8.31	トンネル工事	豊岡	兵庫県	2
7	H29.9.8	道路改良工事	浪速	和歌山県	1
8	H29.9.15	河道掘削工事	紀南	和歌山県	2
9	H29.9.19	砂防堰堤工事	六甲	兵庫県	2
10	H29.9.28	トンネル工事	奈良	奈良県	2
11	H29.10.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	2
12	H29.11.10	トンネル工事	奈良	奈良県	2
13	H29.11.28	堰耐震補強工事	淀川	堺市	1
14	H29.11.30	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
15	H29.12.11	砂防工事	紀伊山系	奈良県	1
合計					32

番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	H30.7.10	浚渫工事	紀南	和歌山県	1
2	H30.7.13	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	1
3	H30.7.26	トンネル工事	豊岡	兵庫県	1
4	H30.7.27	橋梁上部工事 (工場検査)	豊岡	和歌山県	1
5	H30.7.30	橋梁下部工事	和歌山	和歌山県	1
6	H31.1.9	地盤改良工事 【ICT検査】	福知山	京都府 舞鶴市	3 3
7	H31.1.17	道路改良工事 【ICT検査】	浪速	京都府	2
合計					14

7





近畿地方整備局HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/> H29.7.18より公開



## 発注入札情報

### 発注の見直し

- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見直し (入札情報サービス (PP1))
- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見直し (宮城関係)
- 近畿地方 各発注機関の発注見直し**
- 近畿地方 各発注機関の発注見直し (リンク)
- 物品・役務の一般競争による発注の見直し



## <参考例：大阪府内の発注情報 統合公表資料>

### ※大阪府内の発注の見直し

- 平成31年1月1日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- 予定価格が250万円を超える「土木」、「建築」の工事を記載しています。
- ここに記載する内容は、平成30年12月1日現在の見直しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度等は「※注意事項※」の通りです。
- 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願い致します。

月末締め情報を  
翌月10日近畿地  
整報告、16日更新

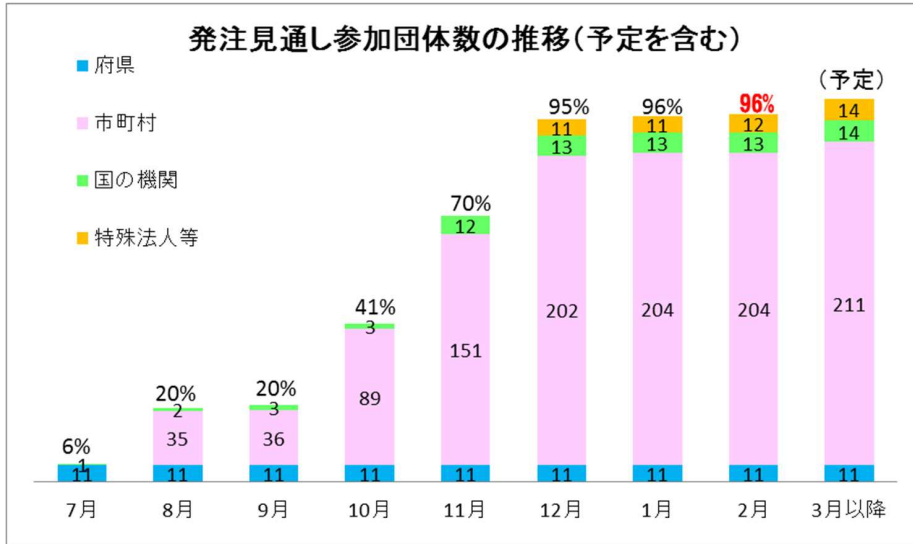
近畿地方整備局	近畿財務局	奈良国立博物館	大阪府
近畿運輸局	大阪商船局	京都国立近代美術館	大阪市
大阪航空局	近畿経済産業局	国立国際美術館	大阪府交通局
第五管区海上保安本部	近畿管区警察部	奈良文化財研究所	堺市
第八管区海上保安本部	独立行政法人水産庁機構 関西支社	新近畿・近畿圏環境整備機構 大阪支社	
近畿農政局	西日本高速道路(株)関西支社	都市再生機構 西日本支社	
近畿中国森林管理局	本州(中国)道路高速道路(株)	日本電子力研究開発機構	
近畿中部防衛局	阪神高速道路(株)	日本下水道事業団近畿・中国総合事務所	
近畿地方環境事務所	新関西国際空港(株)		
大阪高等裁判所	京都国立博物館		

追加の発注機関一覧 (ページへ飛ぶことができます。)

岸和田市	空口市	羽曳野市	門真市	交野市	泉南警察署
豊中市	枚方市	和泉市	摂津市	大阪府山手市	泉南警察署
池田市	茨木市	大東市	高石市	阪南町	泉南警察署
吹田市	八尾市	和泉市	藤井寺市	三島郡島本町	河内内郡太子町
東大津市	東淀川市	葛城市	津田町	豊能郡豊能町	河内内郡河内町
高槻市	豊田村	柏原市	豊田町	豊能郡豊能町	河内内郡千早赤松町
箕面市	堺市	浪速区	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市

地区名	発注機関名	担当事務所 (課)名	工事名称	工事場所 (自)	工事場所 (他)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
大阪府	近畿地方整備局	大和川河川事務所	遠里小野地区高規格堤防対策工事	大阪府堺市堺区東港新町地先	大阪府堺市堺区遠里小野町地先	一般競争入札	一般土木工事	第4四半期	約9ヶ月	盛土工20,000m <sup>3</sup> 、盛土工改良40,000m <sup>3</sup>	2億円以上3億円未満	
大阪府	近畿地方整備局	淀川河川事務所	毛馬排水機場上層外移工事	大阪府大阪市北区長柄東3丁目地先		一般競争入札	建築工事	第1四半期	約3ヶ月	毛馬排水機場上層移築1式(淀川大増操作室)上層移築1式	3,000万円未満	
大阪府	近畿地方整備局	浪速国道事務所	浪速国道事務所管内整備工事	大阪府西成区西田原地先	和歌山県和歌山市大谷地先	一般競争入札	一般土木工事	第1四半期	約11ヶ月	道路土工1式、舗装工1式、橋梁工1式、排水構築物工1式、防護柵工1式、河川土工1式、水防工1式、仮設工1式	2億円以上3億円未満	

- 平成29年7月より府県・政令市および参画希望団体と発注見通し統合（一括公表）を開始
  - 平成30年8月より順次、211市町村および国の機関14団体、特殊法人等14団体へ参画を依頼
- ↓
- **240/250(96%)の発注機関が参画済み(H31.2.14現在)**  
 参画されていない7市町村は地域発注者協議会を通じて府県より検討を依頼。  
 国の機関1団体、特殊法人等2団体には事務局より継続して検討を依頼中。



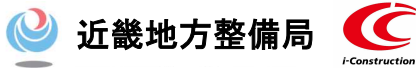
平成31年2月14日現在

発注機関数	参画数	参画	未参画数	未参画
14	13	近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿中部防衛局、近畿管区警察局、大阪国税局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、大阪高等裁判所	1	近畿財務局
7	7	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0	
4	4	京都市、大阪市、堺市、神戸市	0	
211	204	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福井県内 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</li> <li>■滋賀県内 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町</li> <li>■京都府内 福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町</li> <li>■大阪府内 岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、豊屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</li> <li>■兵庫県内 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町</li> <li>■奈良県内 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村</li> <li>■和歌山県 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、美浜町、日高町、由良町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</li> </ul>	7	長岡京市、松原市、小野市、紀の川市、広川町、有田川町、印南町
14	12	(独)水資源機構、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(地)日本下水道事業団	2	(独)都市再生機構、(国)日本原子力研究開発機構、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(地)日本下水道事業団
計	250	240	10	

平成31年2月15日

# 建築事業の円滑な実施に向けた取組み

- ・品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組 P2～
- ・地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き、手引きに掲載されている営繕関係資料 P6～

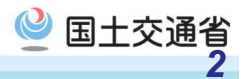


近畿地方整備局

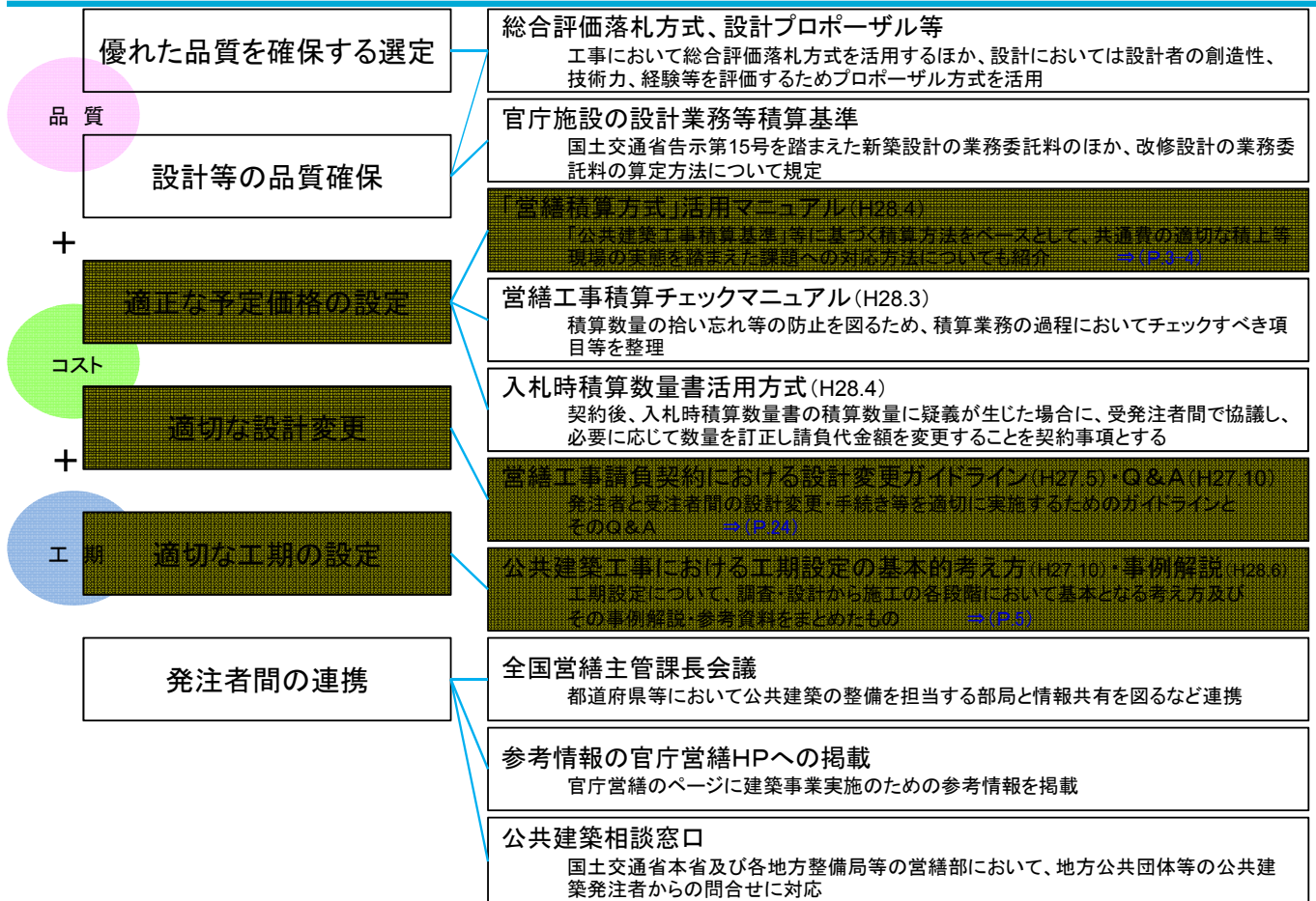


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組 (H28.7)



2





# 適正な予定価格の設定

- 「適正な予定価格の設定」については、『営繕積算方式』活用マニュアル」や「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成しています。
- また、「入札時積算数量書活用方式」を平成28年度から直轄の営繕工事において試行導入しています。
- これらについて、地方公共団体等に対し、各種会議等における説明を通じ普及・促進を図っています。

## 「営繕積算方式」活用マニュアル

実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定し、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応できる積算手法である「営繕積算方式」(\*)を分かりやすく解説したものです。

※公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化

- 共通仮設費の適切な積上
- 物価スライド
- 適切な工期設定
- 最新単価の適用
- 見積活用方式
- 積算条件の明示
- 市場単価補正方式
- 地域外労働者の確保費用の計上等
- 工期連動型共通費積算方式

## 営繕工事積算チェックマニュアル

数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図るため、積算の各過程でチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理したものです。

マニュアルの構成(新営・改修)

- 数量算出チェックリスト  
(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)
- 積算数量調書チェックリスト  
(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)
- 数量チェックシート(建築のみ)  
(例:コンクリート総量は延床面積×(0.8~1.0 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)の範囲であるか否か)

## 入札時積算数量書活用方式

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促します。(入札説明書に明記)
- 契約後、「入札時積算数量書」の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とします。(契約書に位置付け)

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合に可能

## 公共建築工事の施工確保（「営繕積算方式」の普及・促進）

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するため『営繕積算方式活用マニュアル』を普及・促進

直轄工事(営繕工事)の積算手法を地方公共団体へ情報提供し、個別相談等に丁寧に対応

### 『営繕積算方式』

- 現場実態に合った共通仮設費の積上 ⇒ (※1)  
(共通費調査により被災地特有の実情を確認(※3))
- 適切な工期設定や市場価格との乖離が認められる工種の見積活用 ⇒ (※1)
- 物価上昇等への的確な対応 ⇒ (※2)

### 積算の見える化

- 共通仮設の積上げ項目の明確化  
・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記(設計変更可能)
- 「見積活用方式」の適用の明確化  
・入札説明書等に明記

### 地方公共団体等への普及・促進

- 「営繕積算方式活用マニュアル」を作成し、各種会議等で普及・促進
- 「公共建築相談窓口」において、個別事案の相談に丁寧に対応
- 積算情報(単価等)の共有
- 設計や建設業の各団体に周知

### (※3) 共通費の調査

被災3県の共通費(共通仮設費及び現場管理費)の実態調査を実施

揚重機の費用が被災地は被災地以外と比べ高くなっている

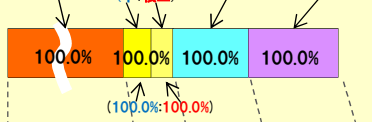
個別事案の実状を勘案した共通仮設費の適切な積上げ\*が重要  
※例:揚重機(クレーン)

### 《積算例》

#### ◆標準積算(H26.4) [100.0%]

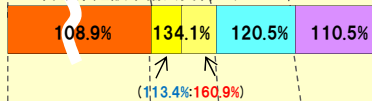
【市場単価、標準的な共通仮設積上げ(揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員)】

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等



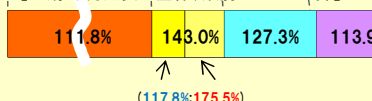
#### ◆(※1) 被災地状況を反映 [111.0%]

【実勢単価(見積活用)+共通仮設の積上げ(揚重機月極調達等)+工期連動(3ヶ月加算)】  
※宮城県建設業協会資料より



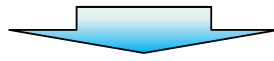
#### ◆(※2) 工期延期+価格変動 [114.6%]

【工期1ヶ月延長+型枠、鉄筋加工10%上昇】





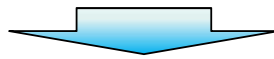
国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、平成27年3月25日付けで「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。



- 平成27年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を説明。その後、地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、

## 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。



- 今般、**公共建築工事における適切な工期設定をさらに普及・促進させ、将来にわたる建設業の担い手確保と公共建築工事の品質確保に資することを目的として**、建設業団体のご協力により収集した事例や意見交換をもとに、**平成28年6月**  
**「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」**  
**をとりまとめ、適切な工期設定のための事前調査表など参考資料と併せて公表**しました。
- 官庁営繕部と地方整備局等は、各種会議等を通じて地方公共団体等への説明や意見交換を行うなどして、**公共建築工事全体への適切な工期設定の普及・促進**に努めています。

### 【背景】

- 品確法の改正により、発注者の責務が明確化
- 社会資本整備審議会答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」(平成29年1月20日)
- 地方公共団体における建築事業において、事業の停滞や手戻りが生じてしまう例も見受けられる

- 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室において、地方公共団体が建築事業を円滑に実施できるよう、学識経験者や地方公共団体で構成する「**地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会**」を設置し、関係業界団体等からのヒアリングも踏まえ、設計内容が予算に収まらなくなる原因やその対応策について、検討。
- 懇談会における検討の結果をもとに、**地方公共団体が答申に示された「発注者の役割」を適切に果たすため、答申や解説書を補足するものとして**、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、**特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等をとりまとめたもの**
- なお、この手引きで想定している事業の規模は、**予算措置から工事発注までが2年程度で、基礎自治体においては数十年に1回の事業となるような大規模なもの**。また、事業の進め方は、**設計と施工を分離して発注する一般的な入札契約方式を想定**。

### 「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」(平成29年7月) 構成

<b>第1章 公共建築事業を取り巻く状況</b> 1. 建設投資の推移と公共建築工事が占める割合 2. 地方公共団体における発注者の体制	<b>第3章 事業の各段階における一般的な業務内容</b> 1. 公共建築事業の一般的な業務 2. 公共建築事業で求められる発注者の役割
<b>第2章 公共建築事業の特徴</b> 1. 官公庁施設整備における発注者のあり方について 2. 土木事業と比較した建築事業の特徴	<b>第4章 各段階における指摘されている課題と求められる対応</b> 1. 企画段階    2. 基本設計段階    3. 実施設計段階 4. 積算段階    5. 施工段階

段階	名称	手引き掲載箇所	URL	資料P
全般	「官公庁施設整備における発注者のあり方」答申	(P6)第2章1, (P6)図5 (P8)図6	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001175127.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001175127.pdf</a>	1,2
	「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)	(P7)第2章1	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001187060.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001187060.pdf</a>	3
企画段階	新営予算単価	(P18)第4章1(2)②	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_hineiyosantanka.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_hineiyosantanka.htm</a>	4
	公共建築工事における工期設定の基本的考え方	(P17)第4章1(2)①	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001107035.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001107035.pdf</a>	5
	発注者支援業務事例集	(P20)第4章1(2)④	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001133820.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001133820.pdf</a>	6
基本設計段階	官庁施設の設計業務等積算基準・同要領	(P23)第4章2(2)③	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001178932.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001178932.pdf</a>	7
実施設計段階	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(P27)第4章3(2)②	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/cost_gl.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/cost_gl.html</a>	8
積算段階	「営繕積算方式」活用マニュアル	(P9)図7, (P12)図9,10 (P30)第4章4(2)② (P31~35)図24~29	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html</a>	9~16
	営繕工事積算チェックマニュアル	(P11)第3章1(4) (P30)第4章4(2)②	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryu_sekisan_unnyou.htm#s6">http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryu_sekisan_unnyou.htm#s6</a>	14
	公共建築工事積算基準	(P11)第3章1(4)	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_sekisan_kijyun.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_sekisan_kijyun.htm</a>	10
	営繕積算システム(RIBC)	(P11)第3章1(4)	—	16
施工段階	入札時積算数量書活用方式	(P34~35)第4章5(2)①	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000035.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000035.html</a>	15
	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	(P35)第4章5(2)② (P36)図30	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001174677.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001174677.pdf</a>	17
全般	公共建築相談窓口	(P20)第4章1(2)④ (P21)図17	<a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html</a>	18,19

【参考URL】

※公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト <[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>  
 ※官庁営繕の技術基準 <[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)>

官公庁施設整備※における発注者のあり方について

※答申本文では、「公共建築工事」としている

公共建築工事において

「1. 発注者の役割」を明確にし、  
 「2. その役割を果たすための方策」  
 を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正(発注者責務の規定)  
 ○ 基礎ぐい工事問題(民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様(市町村単位で技術者ゼロ)  
 ○ 発注者の業務内容は変化(建物の用途変更・複合化等の要請)  
 ○ 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

A: 企画・予算措置を行う事業部局との連携(「技術的な助言等」)

B: 公共建築工事の発注・実施(「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映</li> <li>企画・予算措置を行う事業部局との連携</li> <li>様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ</li> <li>最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定</li> <li>民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映</li> </ul>
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い(事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し(施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

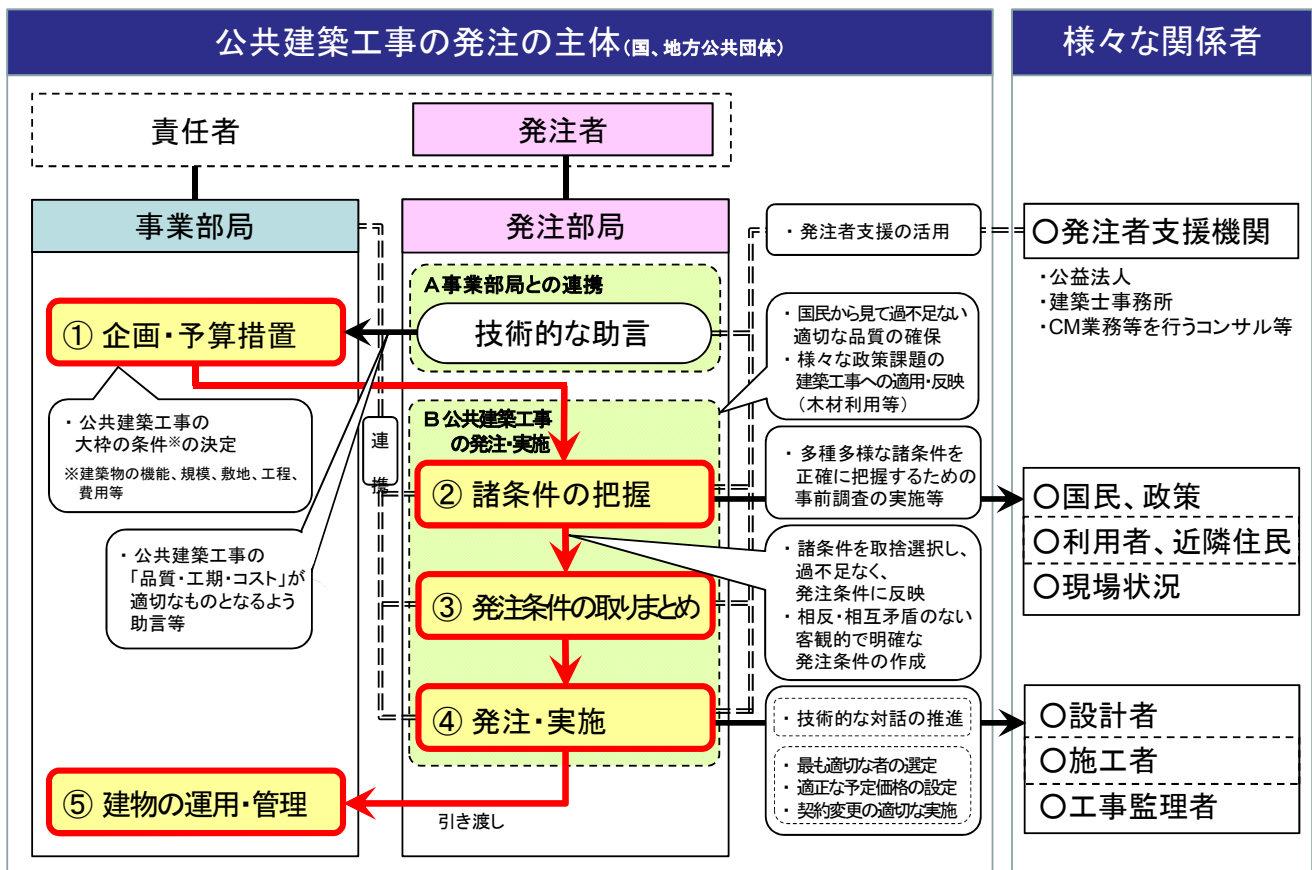
民間建築工事との対比

公共土木工事との対比

2. 発注者の役割を果たすための方策(国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透  
 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進  
 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する



「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)

※ 平成29年6月公表

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、**解説書**を作成 (答申において、解説を作成することが国土交通省に求められた。)

※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携(「技術的な助言等」)  
B:公共建築工事の発注・実施(「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

- **主な内容**(答申本文「Ⅱ.公共建築工事における発注者の役割」をNO.1~19に分けて、地方公共団体からの意見等を踏まえた44事項について解説)
  - ・発注者の役割に関する解説
  - ・国土交通省の官庁営繕事業における運用事例
  - ・参考資料のタイトル・URL (技術基準、ガイドライン等)

⇒ 今後、継続的に見直す。  
(発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど)

- 発注者が参照しやすいよう、**発注者の役割ポータルサイト**※2に参考資料のリンク一覧を掲載

※2 発注者の役割ポータルサイトURL<[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)[平成29年6月] 解説事項(答申本文をNO.1~19に分けて、「」の44事項を解説)

1	「公共建築工事」の範囲等 公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 発注者の役割という用語	8	事業部局に対する技術的な助言 事業の合理性や経済性の確保 事業の実施の優先順位や緊急性の評価	14	設計意図伝達業務の適切な発注 設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 工事監理業務の適切な発注
2	国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 国等の政策 地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申	9	潜在的な諸条件の把握	15	設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 発注条件の変更に応じた事業部局との協議 契約変更の適切な実施
3	事業部局と発注部局それぞれの責任 発注部局の責任者 品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整	10	必要な事前調査	16	追加の調査・試験等
4	建築士が適切に業務を実施できるための配慮 品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定	11	改修工事において必要な事前調査 アスベストの有無の調査 改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査	17	改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 工事の段階における既存建築物の状況確認
5	建築市場は民間建築工事が大多数 民間市場の動向の発注条件への適切な反映 民間市場の動向の予定価格への適切な反映	12	設計者としての善良な管理者としての注意義務 必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ	18	建築物の使い方等の適切な伝達
6	発注者支援	13	最も適した設計者の選定 最も適した施工者の選定 成績評定の発注者間での相互利用 業務内容に応じた適正な予定価格の設定 適切な積算数量の算出	19	発注と実施に関する説明責任
7	関係法令等に規定された発注者の責務等		工事内容に応じた適正な予定価格の設定		(「」44事項) <b>3</b>



■ 目的

この基準は、機能・目的に応じた適正な工事費を確保することにより適正な水準を有する官庁施設(国家機関の建築物及びその附属施設)の整備を促進することを目的に、予算概算要求等に当たって官庁施設の新営に必要な工事費の算定に用いる単価等を定めたもの

■ 主な内容

- ・ 延べ面積1㎡当たりの工事費単価(第2 標準予算単価)
- ・ 第2に加えて、実情に応じて計上するものの算出方法(第3 標準予算単価算出基準)
- ・ 第2及び第3で算出した工事費(東京における工事費)を、各地域におけるものに補正するための指数(第1 地域別工事費指数)

■ 主に使用する時期

- ・ 企画立案段階

■ 適用方法

- ・ 予算概算要求等に当たり、官庁施設の新営に必要な工事費を算定する際に計画内容に応じて適用

■ 適用に当たっての留意事項

- ・ この基準に記載の標準予算単価は、官庁施設の新営に必要な工事費の単価を建物の類型ごとに示したものです。標準予算単価に示される種類の建物については、この基準を用いて工事費を算出することができます。  
 なお、計画内容(建物の用途、構造、階数、延べ面積等)は、その建物において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性、環境保全等の観点を総合的に勘案して決定します。標準予算単価に該当する建物の類型がない場合には、実情に応じて工事費を算出します。

◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階で取り組む事項

1. 調査及び設計段階

- (1) 次の期間の十分な想定
  - ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
  - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
  - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施  
 要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

◆ 防止のため注意すべきポイント

■ 適切な工期設定に役立つ参考資料

- 工期設定のイメージ図
- 適切な工期を設定するためのチェックシート
- 適切な工期を設定するための事前調査票
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 等

(「発注者支援業務事例集」(平成28年6月全国営繕主管課長会議)を基に、官庁営繕部作成)

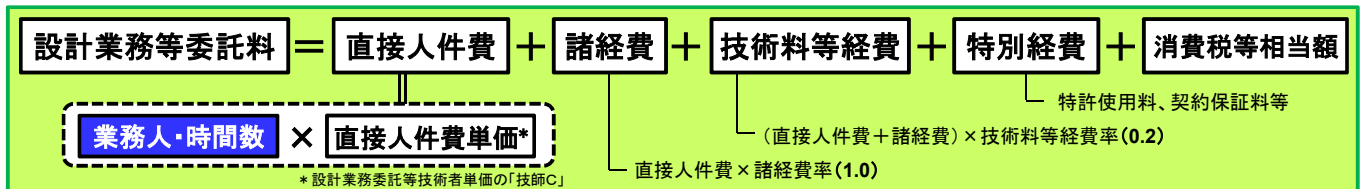
段階	業務内容の例		受注者の例
調査・企画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の作成</li> <li>設計業務の発注条件の原案作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地条件の調査</li> <li>計画面積の算出</li> <li>要求水準の設定</li> <li>概算事業費の算出</li> <li>事業スケジュールの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所</li> <li>建設コンサルタント</li> </ul>
設計段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な設計者の選定補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計者選定の方式決定のための支援</li> <li>設計業務を発注する上で必要となる発注条件整理</li> <li>応募者のプロポーザル等参加資格の審査資料原案の作成</li> <li>応募者の技術提案の評価原案の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所</li> <li>発注者支援機関※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務の管理・検査補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計条件の反映状況の確認</li> <li>業務スケジュール、概算工事費の確認</li> <li>成果図書間の整合確認</li> <li>業務仕様書どおり成果品が完成しているかの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所</li> <li>発注者支援機関※</li> </ul>
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な施工者の選定補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札者の競争参加資格の審査資料原案の作成</li> <li>応札者が作成する技術提案の評価原案の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所</li> <li>発注者支援機関※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の監督・検査補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事監督及び検査に関する資料の作成</li> <li>工事中及び完成時の施工状況の確認及び成績評定に関する資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所</li> <li>発注者支援機関※</li> </ul>

※ 公益法人等(建設技術センター、住宅供給公社等)、CM業務等を行うコンサル等を想定  
各法人等が実施できる支援業務メニューは、「発注者支援業務事例集」を参照

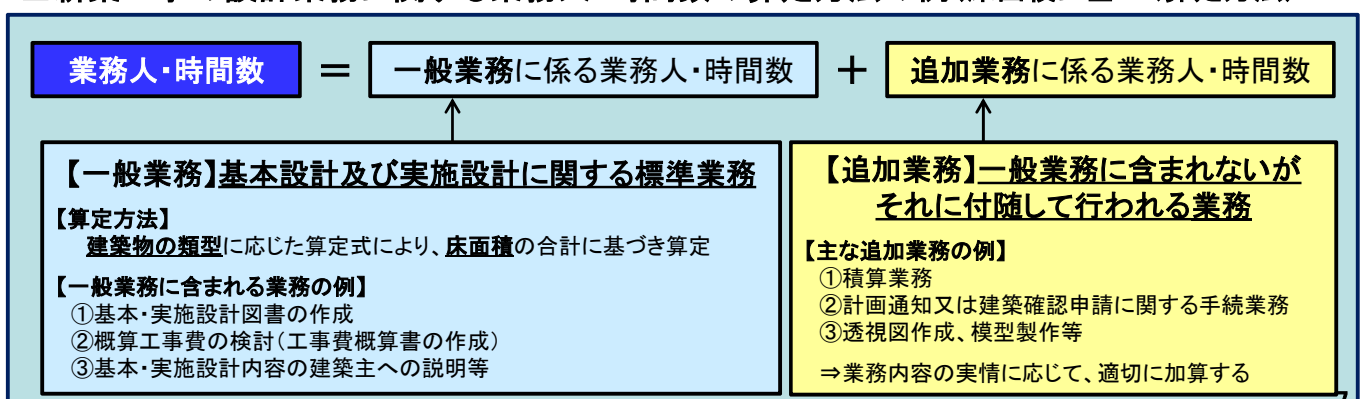
## 官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

- 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準(平成21年国土交通省告示第15号等)に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない。(建築士法の規定による。)
- 「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「同要領」は、業務報酬基準の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。

### ■設計業務等委託料の積算



### ■新築工事の設計業務に関する業務人・時間数の算定方法の例(床面積に基づく算定方法)



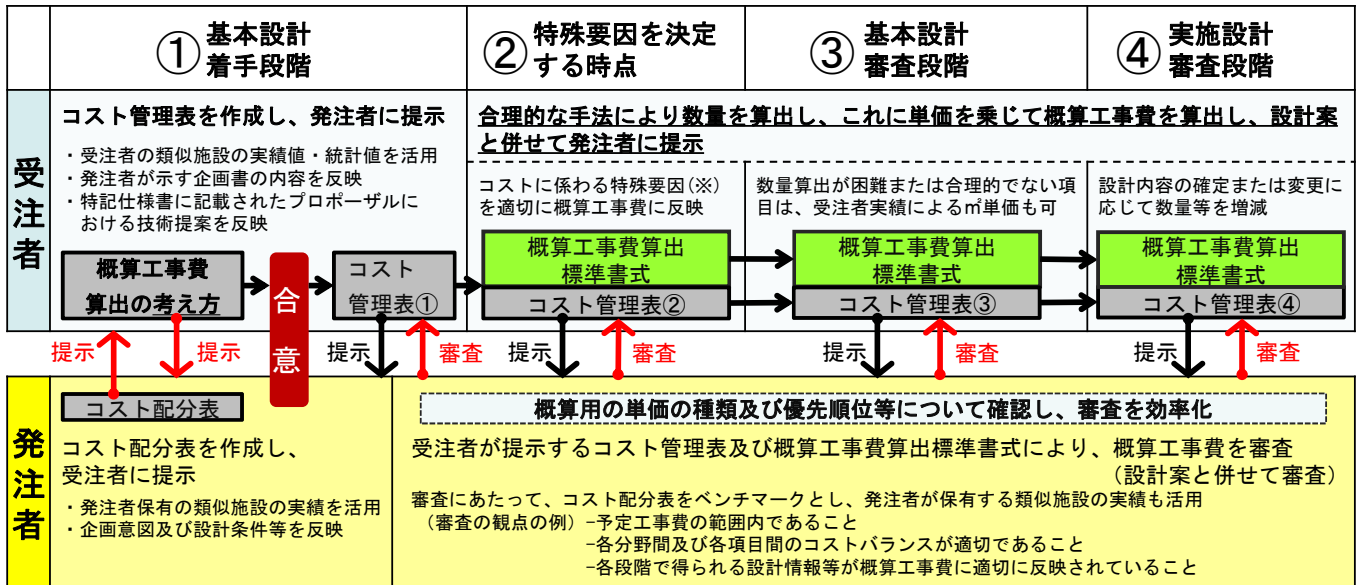


概要

【目的】設計段階(特に基本設計段階)における適切なコスト管理は極めて重要であることから、設計業務において受注者が行う概算工事費算出手法、発注者が行う審査の手法その他必要な事項を示し、概算工事費の算出の効率化及び精度の向上並びに審査の効率化を図るもの。

【対象】官庁施設の新築及び増築の設計。

設計の流れ



※不整形な建物を計画する場合又は大空間の吹き抜けを計画する場合等で、当該計画が工事費総額又はコスト配分のバランスに大きな影響を与えると想定される要因。

「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて

営繕積算方式

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 共通仮設費の適切な積上
- 物価スライド
- 適切な工期設定
- 最新単価の適用
- 見積活用方式
- 積算条件の明示
- 市場単価補正方式
- 地域外労働者の確保費用の計上
- 適切な数量算出 等
- 工期連動型共通費積算方式

・実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定  
・施工条件の変更や物価変動等への適切な対応

公共建築工事の円滑な施工確保

「営繕積算方式」活用マニュアル

改正品確法(H26.6)

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

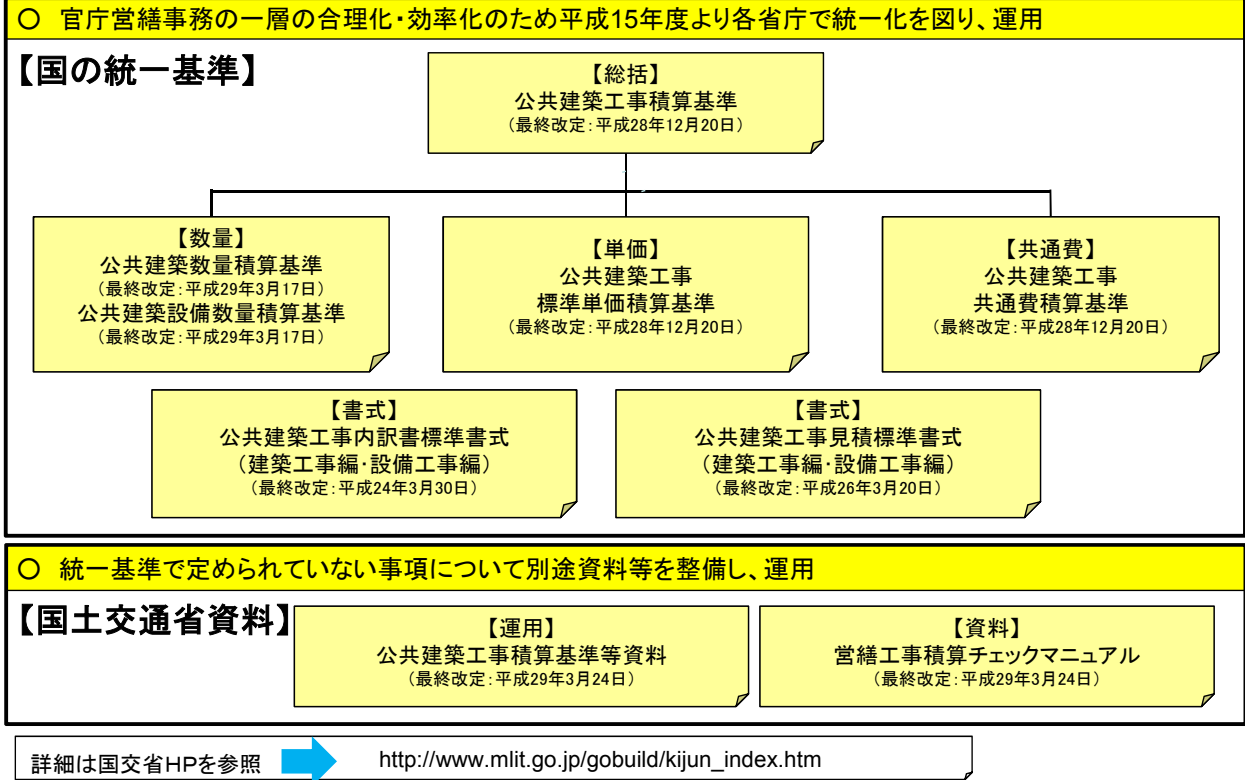
円滑施工確保(不調・不落対策)

- 「営繕積算方式」を分かりやすく解説するためのマニュアルを作成
- 本マニュアルを活用する等により、「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

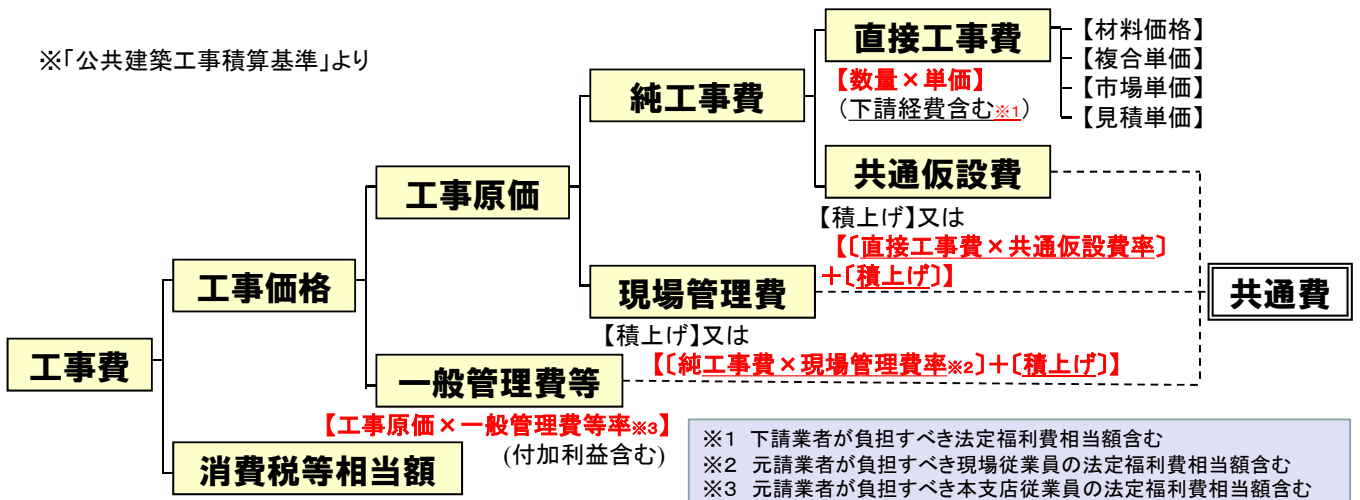
【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

○東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。  
○さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施する必要があると、第4回復興加速化会議(H26.9)において、この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した「営繕積算方式」活用マニュアル(被災3県版)を作成。  
○その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように「普及版」を作成。

基準類は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」と国土交通省作成資料から構成



公共建築工事の工事費の構成



【参考】公共建築工事の構成割合

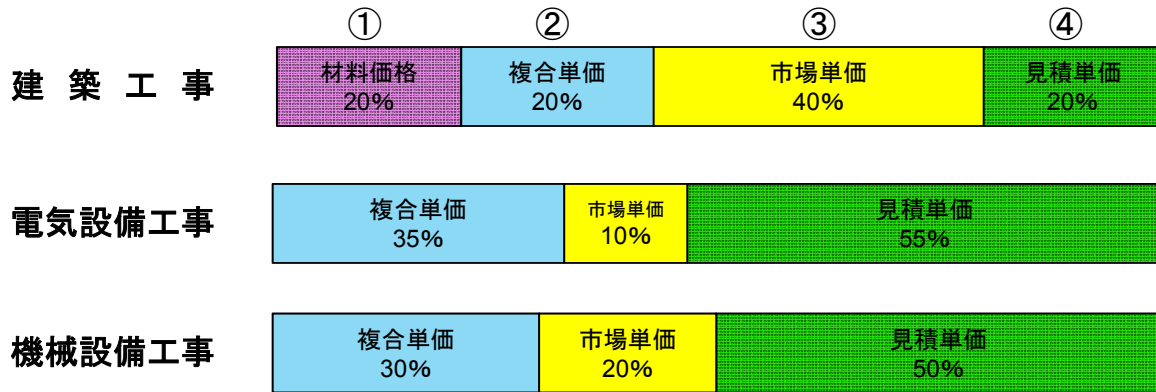
※平成28年度3,000㎡モデルにおける構成割合



※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる。(土木工事の場合は現場管理費)

直接工事費の単価種別による構成比 (RC-4階、3,000㎡モデル庁舎により試算)

H28年12月時点



① **材料価格** (刊行物掲載価格)

材料費のみを直接計上する単価  
(例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)

③ **市場単価** (刊行物掲載価格)

材料費、労務費、**下請経費等**を含む単位工事量当たりの取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価

② **複合単価** (標準単価積算基準)

材料費、労務費※、機械器具経費、**下請経費等**の組合せにより作成する単位工事量当たりの単価  
※設計労務単価を採用

④ **見積単価** (専門工事業者等)

複数の製造業者・専門工事業者等からの見積(**下請経費等**含む)の収集により作成する単価

公共建築工事の円滑な施工確保のための各種取組一覧

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した**単価及び価格**の設定

- 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積の提出を求め、単価設定で考慮  
見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定。
- 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積を収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用

(2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- **地域外労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

(3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

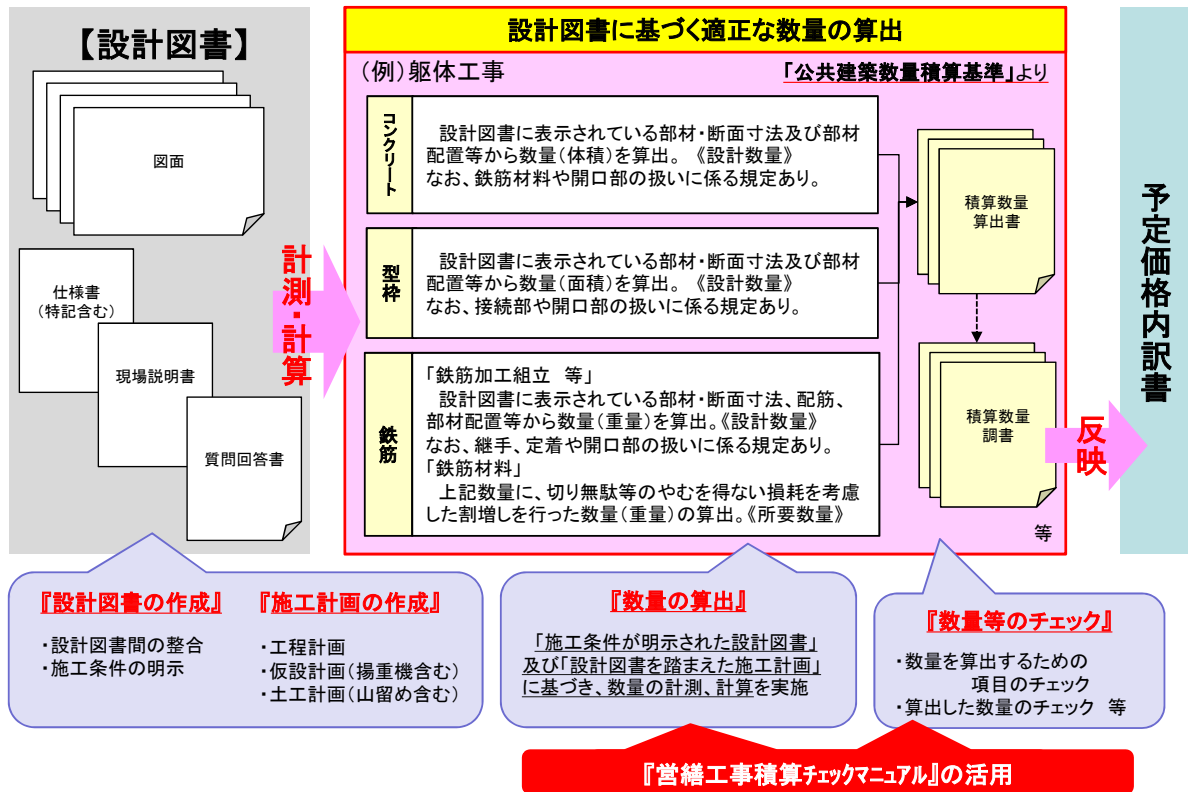
- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動に伴うスライド条項の適切な運用

○ 適切な数量の算出

(6) 設計図書に基づく数量の適正な算出

- 予定価格算出の前提となっている数量の適正な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し

数量算出を適切に行うとともに「営繕工事積算チェックマニュアル」を活用し違算を防止する。



**背景**

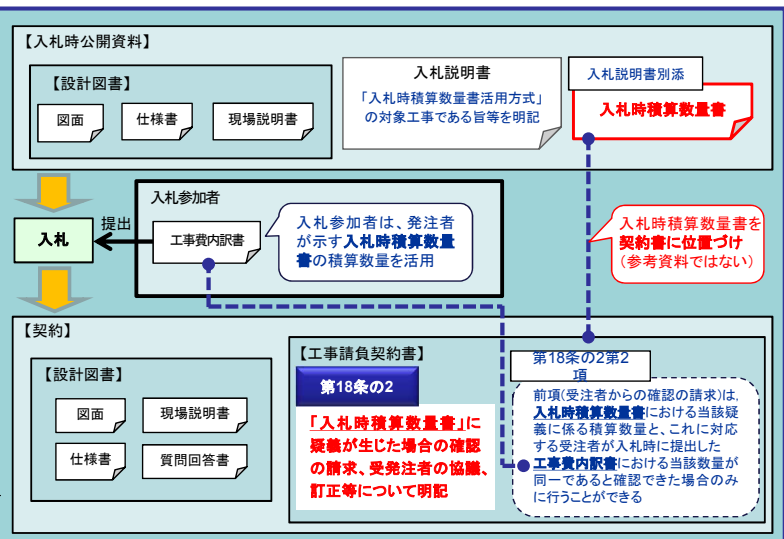
- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

**入札時積算数量書活用方式**

**概要**

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



**普及・促進**

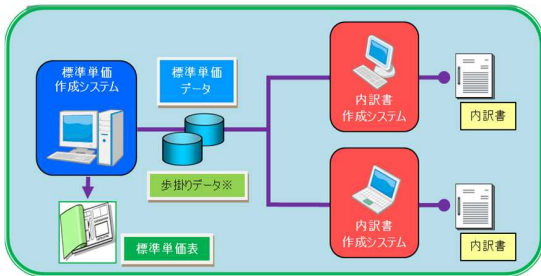
- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。



## Windows 版 公共建築工事の積算ソフトウェア 営繕積算システム

営繕積算システム(RIBC)は、「標準単価作成システム」「内訳書作成システム」から構成されるシステム。「標準単価作成システム」で作成した複合単価等※注1データを「内訳書作成システム」に読み込ませ、それに数量を入力することで「予定価格内訳書」が作成できます。  
注※1)複合単価等：複合単価、市場単価、補正単価

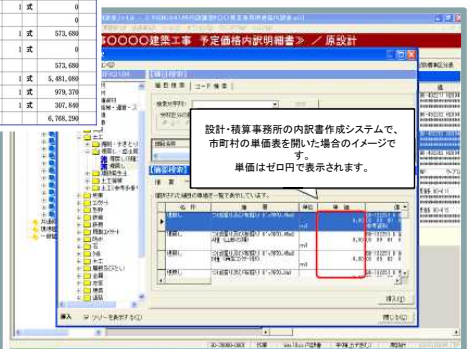
公共建築工事の発注にあたって、公共建築工事の積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を目的に開発した。多くの公共発注機関をはじめ、これらの発注機関からの業務を受託する設計・積算事務所も利用している。



予定価格の内訳書

品目	数量	単価	金額
工	1	544,000	544,000
計			544,000
工	1	572,000	572,000
計			572,000
工	1	5,851,000	5,851,000
計			5,851,000
工	1	979,370	979,370
計			979,370
工	1	6,798,294	6,798,294
計			6,798,294

※設計・積算事務所の内訳書作成システムでは参照できるデータに制限があります。



※公共発注機関利用状況(平成28年度)

(1) 国の機関	6機関
(2) 都道府県	46都道府県
(3) 政令指定都市	19市
(4) 市町村	東京23区、202市、27町
(5) その他	39機関

※設計・積算事務所等利用状況(平成28年4月～平成29年3月)

(1) 標準単価作成システム(複合単価作成システム)	15社
(2) 内訳書作成システム	188社
(3) 内訳書数量入力システムLITE	3,664社

## 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン及びQ&A【概要版】 国土交通省 24

- 背景： 営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念により、関係機関等との協議を踏まえ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう平成26年3月「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定した。(平成27年5月、平成29年3月一部改正)
- 構成： 「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- 内容： 設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等

「設計変更ガイドライン」

- ① 発注者と受注者双方の**責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施**
- ② 発注者と受注者双方が**工事の施工に際しての共通認識の形成**

◆具体的な対応

- ・設計変更に関する留意事項の明示 (受注者の留意事項、発注者の留意事項)
- ・設計変更の例示 (可能なケース及び不可能なケースの例示)
- ・設計変更手続きフローの明示
- ・「指定仮設」「任意仮設」の考え方の明示
- ・工事請負契約書における発注者と受注者の関係の明示

「工事一時中止ガイドライン」

- ① 発注者事由による工事一時中止の**適正化、責任の明確化、透明性の向上**
- ② 受注者の蟬に帰することができない事由による工事一時中止の**適正化、円滑な対応**

◆具体的な対応

- ・工事一時中止に係る基本フローの明示
- ・発注者の中止指示義務の明示
- ・工事の中止(契約書の規定)の明示
- ・工事を中止すべき場合の例示
- ・中止の指示・通知の適正化の明示
- ・基本計画書の作成及び記載内容の明示
- ・請負代金額又は工期の変更、増加費用負担の考え方を明示

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案)」(平成27年10月)  
(ガイドラインの適切な運用のため、具体的事例について解説した。)





相談窓口について

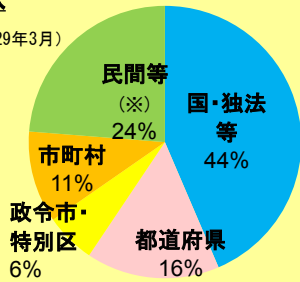
- 国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設
- 平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

相談者等

○平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)は、延べ2,602件の相談を受付

相談者別内訳

(平成28年4月～平成29年3月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

相談内容等

- 主な相談内容
  - ・企画・予算措置
  - ・発注・実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
  - ・保全
  - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- 情報提供可能な直轄営繕工事の取組
  - ・適正な予定価格の設定方法
  - ・適切な工期設定の考え方
  - ・適切な設計変更
  - ・施工時期の平準化 等



公共建築相談窓口一覧

組織	窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部 計画課	03-5253-8111	23224 23227	全国
北海道開発局	営繕部 営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部 計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	保安指導・監督室		5513	
	盛岡営繕事務所 技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部 官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	計画課課長補佐		5153	
	保安指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所 技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所 技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所 技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所 技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所 技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
	長野営繕事務所 技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部 計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所 技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部 計画課	052-953-8197	—	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所 技術課	054-255-1421	—	静岡県
近畿地方整備局	営繕部 計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	計画課課長補佐		5153	
	保安指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所 保安指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部 計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所 技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部 計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部 計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	保安指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所 技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所 技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部 営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県